

当行の概要

(平成27年3月31日現在)



名称 株式会社四国銀行
 英文表示 The Shikoku Bank, Ltd.
 本店所在地 〒780-8605
 高知市南はりまや町一丁目1番1号
 TEL:088-823-2111 (代表)
 創業年月日 明治11年10月17日
 資本金 250億円
 店舗数 118店舗 (代理店を含む)
 ・高知県 66店舗
 ・徳島県 23店舗
 ・香川県 9店舗
 ・愛媛県 9店舗
 ・本州 10店舗
 ・インターネット専用支店 1店舗
 従業員数 1,401人
 株主数 9,623人

CONTENTS

| | | | |
|-------------------|----|---------------------------------|----|
| ごあいさつ／経営理念 | 1 | 金融ADR制度への対応 | 16 |
| 中期経営計画 | 2 | リスク管理への取組み | 17 |
| 平成26年度の営業の概況(連結) | 4 | 中小企業の経営支援及び 地域の活性化のための取組みの状況 | 20 |
| 平成26年度の営業の概況(単体) | 5 | 環境レポート | 27 |
| 健全経営への取組み | 8 | 社会貢献活動 | 29 |
| 地域の皆さまとのお取引状況 | 9 | 業務・サービス | 30 |
| コーポレート・ガバナンスの状況 | 10 | コーポレートデータ | 36 |
| 金融円滑化への対応 | 12 | 資料編(財務・企業情報) | 41 |
| 法令等遵守(コンプライアンス)態勢 | 13 | | |



取締役頭取 野村直史

皆さまには、平素より四国銀行グループに格別のご支援、お引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

本年も、当行ならびにグループ各社に対するご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャー誌を作成いたしました。経営方針や最近の業績に加え、各種戦略への取組みなどをまとめておりますので、ご高覧のうえ、ご理解を賜れば幸いに存じます。

さて、グローバル化の進展、少子高齢化を背景とした本格的な人口減少社会の到来など、様々な環境変化により、地域経済は今後大きく変貌していく可能性が高まっております。そうした中、政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」がスタートし、自律的で持続可能な社会の創生に向け、地域金融機関が果たすべき役割はますます大きくなってまいります。

当行では、このような状況に対応するため、一昨年からスタートさせた中期経営計画「ベスト リライアブル・バンクへの挑戦 ステップ1」の下、戦略目標である「組織をダイナミックに変える」「ヒトと意識をダイナミックに変える」「高い金融サービス力の発揮」「財務力の向上」を引き続き推し進め、お客さまの様々なニーズや経営課題に応じた金融サービスの充実に努めるとともに、地域経済活性化に向けた取組みをより一層強化してまいりたいと考えております。

地域金融機関の使命は、地域の発展に貢献し、地域とともに成長することにあります。私ども四国銀行グループの役職員は、この基本的な考え方を共有し、「真っ先に相談され、地域の発展に貢献するベスト リライアブル・バンク」の実現に向け、一丸となって取り組んでまいります。

今後とも一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

経営理念



目標とする銀行像

信頼される銀行

健全な銀行

活気ある銀行

として 地域、お客さま、株主、従業員から支持される銀行を目指します。

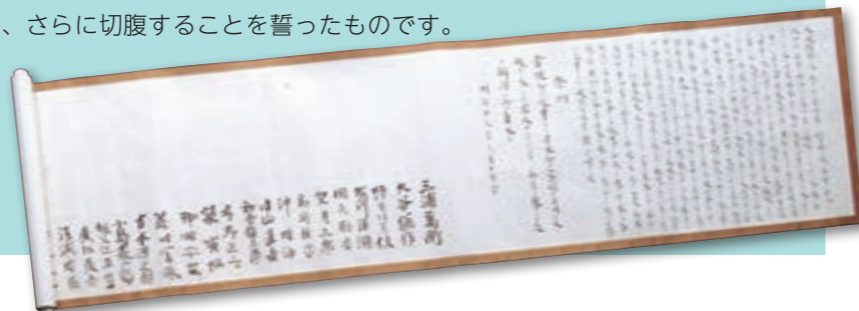
誓約書

誓約

当銀行ニ従事スル者本行之金円ヲ盗用シ又ハ故(コトサ)ラニ人ヲシテ
 窃取セシメタルモノハ私財ヲ拳ケテコレヲ弁償シ而シテ自刃ス

取引に不正があった場合は私財で弁償し、さらに切腹することを誓ったものです。

この誓約書は、当行の前身である第三十七国立銀行が、お札の厳正な取り扱いを遵守すべく、三浦頭取以下全役員・従業員23人が、連署して血判を押したものの一部です。



・本誌は銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明書類)です。

当行は、10年後のあるべき姿の実現に向け、平成25年4月から平成28年3月までの3カ年の中期経営計画「ベスト リライアブル・バンクへの挑戦 ステップ1」に取り組んでおります。

■ 10年後のあるべき姿(長期ビジョン)

**真っ先に相談され、地域の発展に貢献する
ベスト リライアブル・バンク**

■ 中期経営計画の位置付け

ダイナミックな変革

本計画【平成25年度～平成27年度】

**ベスト リライアブル・バンクの実現に向けた
経営全般のダイナミックな変革**

第1ステップ

10年後のあるべき姿の実現に向け、3つのステップを踏んで到達するためのファーストステージ

ダイナミックな進化

次期中計【6年後の姿】

お客さまからの信頼度と
財務力の飛躍的向上

第2ステップ

次世代の更なる
成長・発展に向けた挑戦

次々期中計【10年後のあるべき姿】

真っ先に相談され、
地域の発展に貢献する
ベスト リライアブル・バンクの実現

第3ステップ

■ 中期経営計画の概要

名称

「ベスト リライアブル・バンクへの挑戦 ステップ1」

～真っ先に相談され、地域の発展に貢献する ベスト リライアブル・バンクの実現を目指して～

計画期間

平成25年4月～平成28年3月

戦略目標

戦略目標Ⅰ ➡ 組織をダイナミックに変える

戦略目標Ⅱ ➡ ヒトと意識をダイナミックに変える

戦略目標Ⅲ ➡ 高い金融サービス力の発揮

戦略目標Ⅳ ➡ 財務力の向上

数値目標(平成28年3月期)

| 項目 | 数値目標 |
|-----------|--------|
| コア業務純益 | 71億円以上 |
| コアOHR | 78%未満 |
| 与信コスト率 | 0.3%以下 |
| 不良債権比率 | 4%台前半 |
| コア資本比率(※) | 10%以上 |

※パーセルⅢに基づく新たな国内基準により算出した自己資本比率
金融経済環境の変化に伴い、目標の修正を行っております。

【戦略目標の体系図】

地域、お客さま、株主、従業員から支持され続ける銀行

ビジョン

真っ先に相談され、地域の発展に貢献するベスト リライアブル・バンクの実現

戦略目標

Ⅳ 財務力の向上

【目指すもの】

地域の信頼に応え得る財務力の確立

【3年間で成し遂げるべきこと】

収益性・効率性の向上
健全性の向上

Ⅲ 高い金融サービス力の発揮

【目指すもの】

お客さまからの信頼度の向上による
高知県内での圧倒的な地位の確立、
県外でのスーパーサブ化

【3年間で成し遂げるべきこと】

法人取引規模拡大の実現
個人取引規模拡大の実現
企業活力、地域活力向上への貢献

Ⅰ 組織をダイナミックに変える

【目指すもの】

競争に打ち勝つ経営インフラの確立

【3年間で成し遂げるべきこと】

営業チャネルの改革(第1段階)
競争力と機動力の高い営業店支援態勢の実現
ノンコアビジネスの抜本的改革

Ⅱ ヒトと意識をダイナミックに変える

【目指すもの】

10年後を見据えた人財の質・量の確保

【3年間で成し遂げるべきこと】

次世代人財の育成
モチベーション向上による組織活性化
戦略全体のPDCAが回る仕組みづくり

連動

金融経済情勢

当連結会計年度のわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、個人消費に弱い動きもみられましたが、徐々に持ち直しの動きとなり、原油価格の下落や円安・株高等の外部環境も後押しし、緩やかな回復基調が続きました。

当行の主要地盤であります四国地区の経済におきましても、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動がみられましたが、個人消費や設備投資は緩やかに持ち直し、公共投資は高水準で推移するなど、緩やかな回復基調となりました。

金融面では、円・ドル相場は、期首の103円台から101円台まで円高が進みましたが、その後米国金融政策を巡る思惑や日銀による追加金融緩和等により一時121円台まで円安が進行し、期末には119円台となりました。日経平均株価は、期首の1万4千円台から、ウクライナ情勢の急変や消費税増税に伴う需要の反動減の懸念等により不安定な状況となり、一時1万3千円台まで下落しましたが、円安や米国の株高を背景に上昇し、期末には1万9千円台となりました。長期金利は、期首の0.6%台から低下傾向となり一時0.2%台まで低下しましたが、期末には0.4%台となりました。

決算の概要

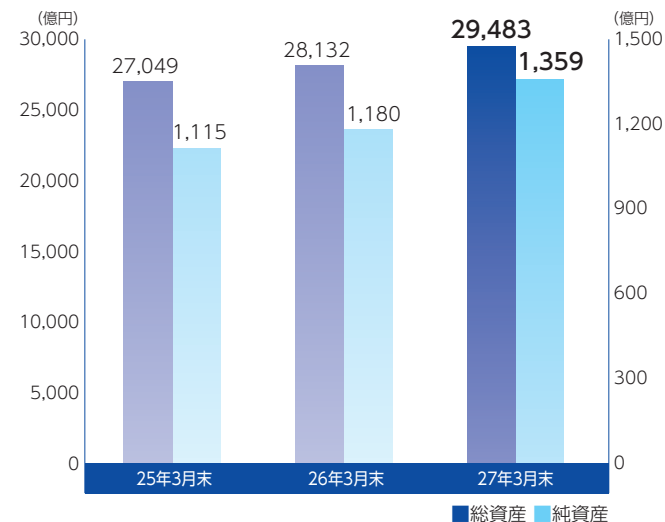
このような金融経済情勢のもとにありまして、当行グループ(当行、連結子会社及び持分法適用会社)は、業績の向上と経営の効率化に努めました結果、当連結会計年度の業績は次のとおりとなりました。

主要勘定につきましては、譲渡性預金を含めた預金等は、譲渡性預金は減少しましたが、個人預金、法人預金、地方公共団体預金がそれぞれ増加したことから、前連結会計年度末比472億円増加し2兆6,119億円となりました。貸出金は、事業性貸出金は減少しましたが、地方公共団体向け貸出金や個人向け貸出金の増加により、前連結会計年度末比392億円増加し1兆6,168億円となりました。有価証券は、国債等の購入により、前連結会計年度末比2,031億円増加し1兆1,164億円となりました。

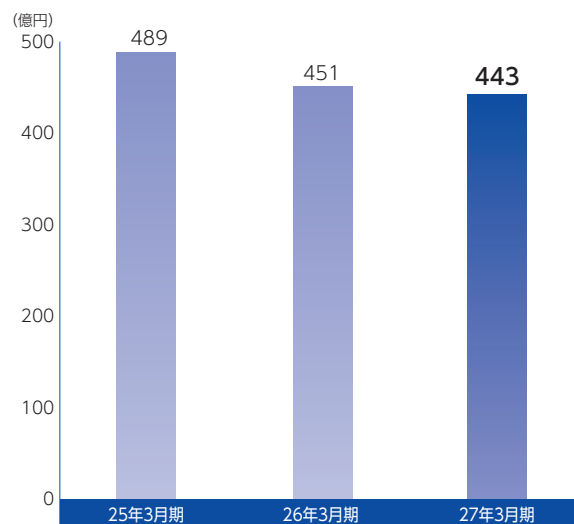
損益につきましては、経常収益は、有価証券売却益が増加しましたが、貸出金利息や有価証券利息配当金の減少等により、前連結会計年度比7億56百万円減少し443億49百万円となりました。経常費用は、与信関係費用が増加しましたが、有価証券売却損や営業経費の減少等により、前連結会計年度比9億12百万円減少し334億円となりました。この結果、経常利益は、前連結会計年度比1億56百万円増加し109億48百万円となりました。当期純利益は、減損損失の増加等により、前連結会計年度比9億68百万円減少し58億67百万円となりました。

連結自己資本比率(国内基準)は、11.25%となりました。なお、平成26年3月末からバーゼルⅢを踏まえた新国内基準が適用されております。

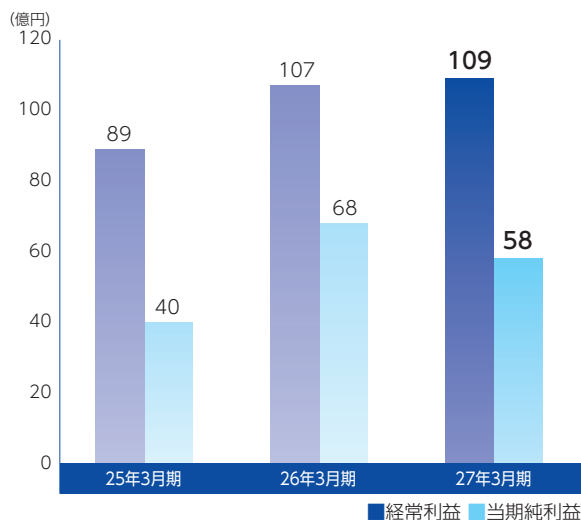
総資産・純資産



経常収益



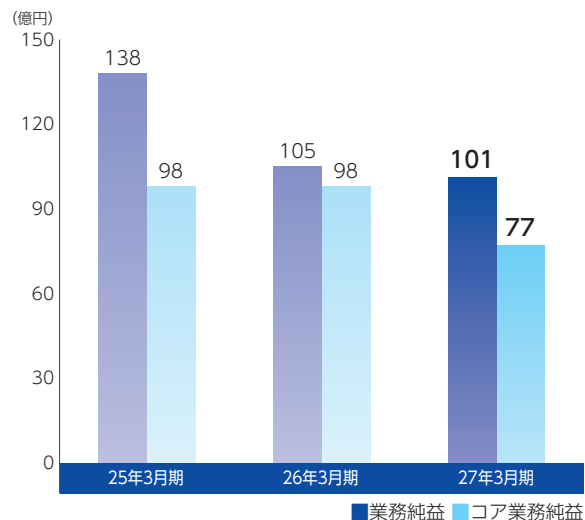
経常利益・当期純利益



業務純益とコア業務純益

コア業務純益は、経費は減少しましたが、貸出金利回りの低下等から、資金利益が減少したこと等により前年度比20億99百万円減少の77億40百万円となりました。なお、国債等債券関係損益と一般貸倒引当金繰入額を含めた業務純益は、前年度比4億57百万円減少し101億31百万円となりました。

業務純益とコア業務純益

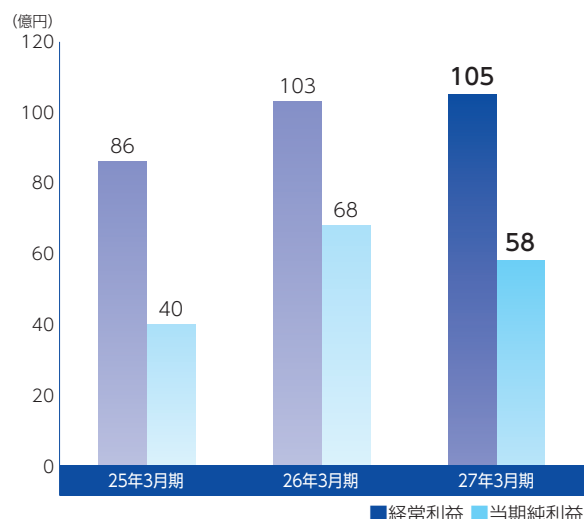


経常利益と当期純利益

経常収益は、有価証券売却益が増加しましたが、貸出金利息や有価証券利息配当金の減少等により、前年度比7億25百万円減少し440億72百万円となりました。経常費用は、与信関係費用が増加しましたが、有価証券売却損や営業経費の減少等により、前年度比9億33百万円減少し335億39百万円となりました。

この結果、経常利益は、前年度比2億7百万円増加し105億32百万円となりました。当期純利益は、減損損失の増加等により、前年度比10億25百万円減少し58億23百万円となりました。

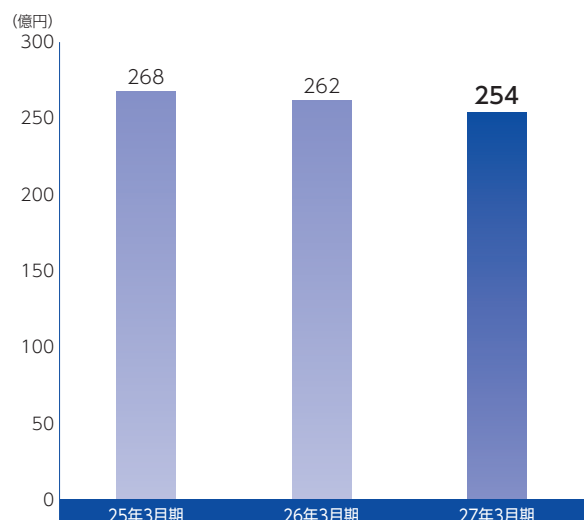
経常利益と当期純利益



営業経費の状況

営業経費は諸経費の削減に努めた結果、前年度比7億63百万円減少し254億74百万円となりました。引き続き経営の効率化に取り組んでまいります。

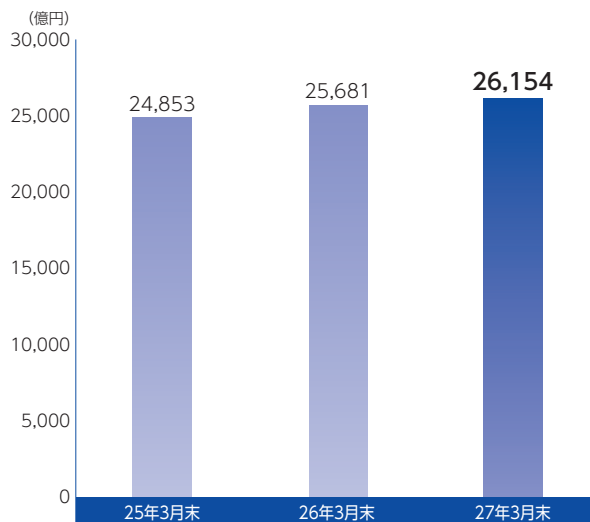
営業経費



総預金

総預金(譲渡性預金含む)は、個人預金、法人等預金がそれぞれ増加し、前年度末比473億円増加の2兆6,154億円となりました。

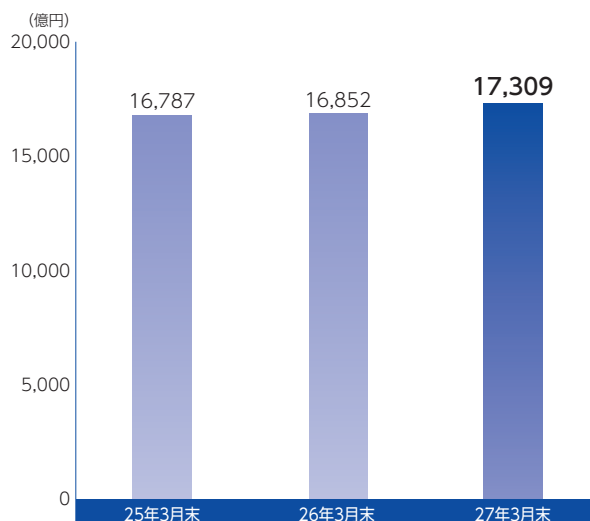
総預金残高(譲渡性預金含む)



個人預金

個人預金は、「(四銀) 年金定期預金」や「(四銀) 家計サポート定期預金」等がご好評をいただき、前年度末比457億円増加し1兆7,309億円となりました。

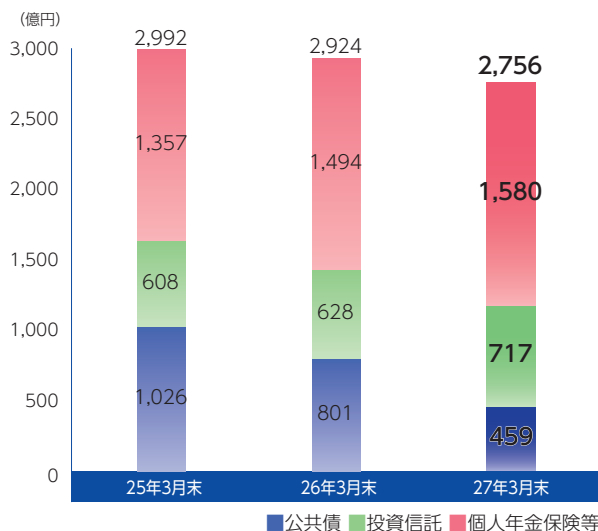
個人預金残高(外貨預金含む)



個人預り資産

個人預り資産は、投資信託と個人年金保険等は増加しましたが、公共債の減少により、前年度末比167億円減少し2,756億円となりました。預金に加え、お客さまの資金運用ニーズにお応えするために、公共債や投資信託、年金保険などの個人預り資産についても積極的に取り組んでまいります。

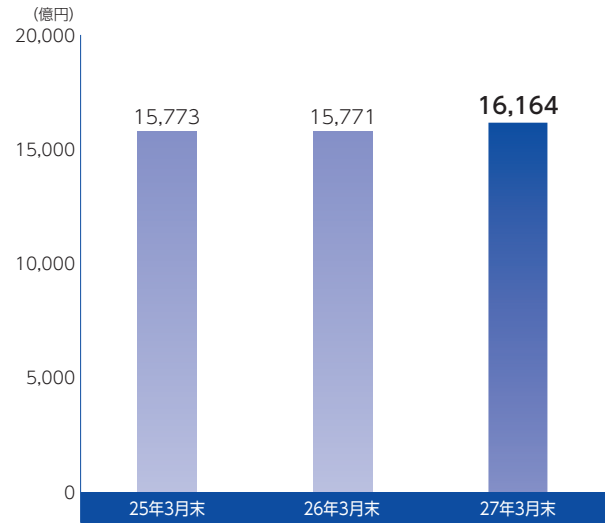
個人預り資産残高(公共債、投資信託、個人年金保険等)



貸出金

貸出金は、事業性貸出金は減少しましたが、地方公共団体向け貸出金や個人向け貸出金の増加により、前年度末比392億円増加し1兆6,164億円となりました。

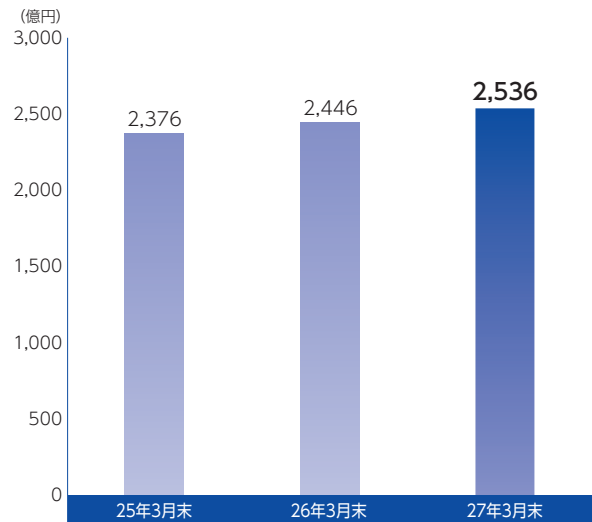
貸出金残高



個人ローン

個人ローンは、前年度末比90億円増加し2,536億円となりました。住宅ローンをはじめその他のローンについても積極的に取り組んでまいります。

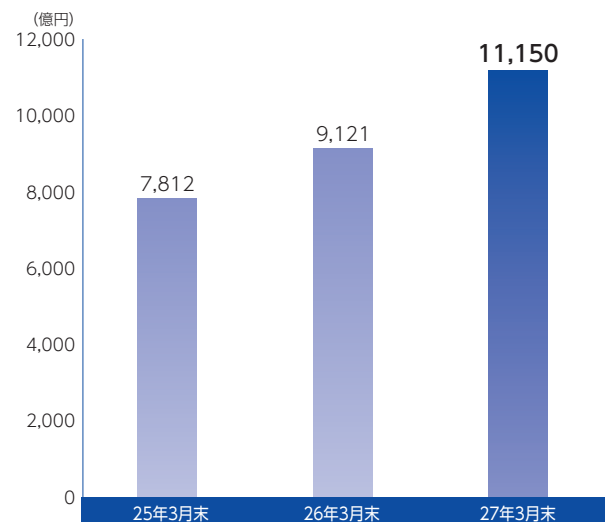
個人ローン残高



有価証券

有価証券は、国債等の購入により、前年度末比2,028億円増加し1兆1,150億円となりました。

有価証券残高

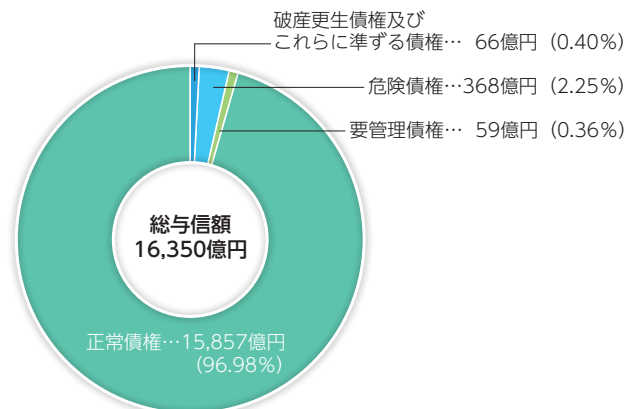


資産の健全化

金融再生法に基づく開示不良債権の総額は、前年度末比119億円減少し494億円となりました。これにより資産査定の対象となる貸出金や債務保証などの債権総額(総与信)に占める割合は、同0.83ポイント低下し3.01%となりました。なお、貸倒引当金や担保・保証などによる保全率は83.54%と十分な水準を確保しております。

(総与信額には、貸出金の他、支払承諾見返、銀行保証付私募債、外国為替、貸出金に準ずる仮払金、未収利息を含んでおります。)

総与信に占める金融再生法に基づく開示債権の割合 (平成27年3月末)
(各債権金額はそれぞれ四捨五入で表示しています。)

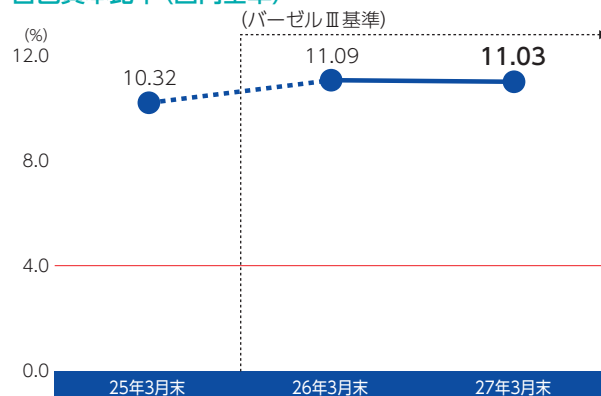


自己資本比率(国内基準)【単体】

自己資本比率は、11.03%となりました。国内基準の4%はもとより、安全とされる8%を大きく上回っており、健全性は十分確保しております。

※平成26年3月末よりバーゼルⅢを踏まえた新国内基準により算出しております。なお、平成25年3月末は旧基準により算出した自己資本比率を記載しております。

自己資本比率(国内基準)



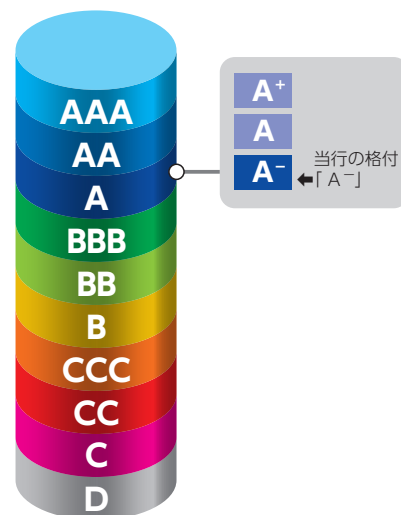
「格付」について

「格付」は企業の信用度や債務履行の確実性などを簡素な記号で表わしたものです。

格付機関により企業の財務内容や収益力が総合的に判断されます。当行は日本格付研究所から格付「A-」を取得しております。長期格付「A-」は「債務履行の確実性は高い」とされており、健全な銀行としての評価を得ております。

| | |
|----------|--------------------------------------------------|
| AAA | 債務履行の確実性が最も高い。 |
| AA | 債務履行の確実性は非常に高い。 |
| A | 債務履行の確実性は高い。 |
| BBB | 債務履行の確実性は認められるが、上位等級に比べて、将来、債務履行の確実性が低下する可能性がある。 |
| BB | 債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとは言えない。 |
| B | 債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある。 |
| CCC | 現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある。 |
| CC | 債務不履行に陥る危険性が高い。 |
| C | 債務不履行に陥る危険性が極めて高い。 |
| D | 債務不履行に陥っている。 |

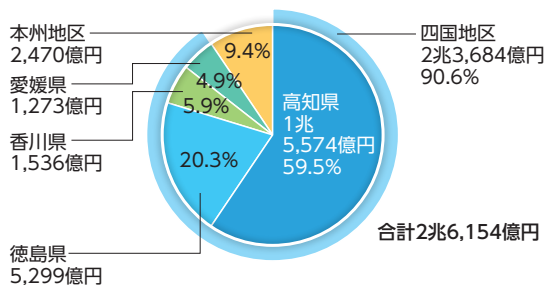
AAからBまでの格付記号には同一等級内での相対的位置を示すものとして、プラス(+)もしくはマイナス(-)の符号による区分があります。



銀行業務を通じての地域貢献

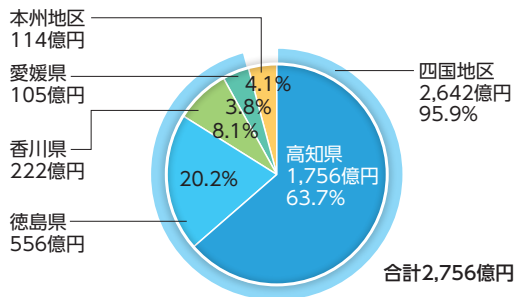
「健全な地域社会の維持・発展を推進する役割を、銀行業務を通して地域社会の人々とともに果たしていく」ことを「地域貢献」に関する基本的な考え方とし、地域社会における企業市民としての取組み（経済・文化・社会的貢献）について十分ご理解いただけるよう、努力を重ねてまいります。

地域別預金等残高 (平成27年3月末)

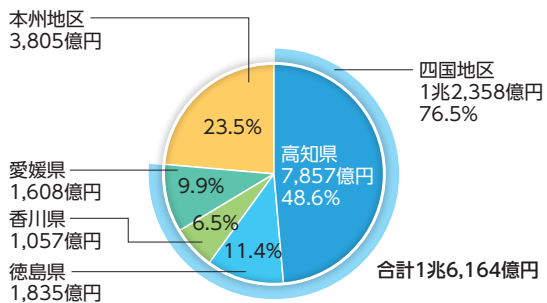


四国地区のお客さまの預金は全体の約90.6%を占めております。

地域別個人預り資産残高 (公共債、投資信託、個人年金保険等合計額) (平成27年3月末)

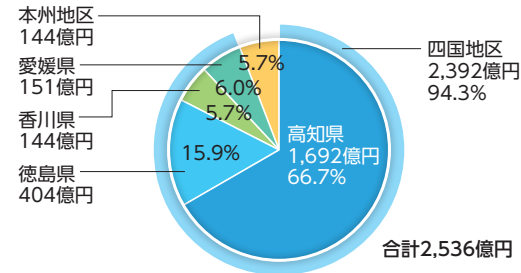


地域別貸出金残高 (平成27年3月末)



四国地区のお客さまへの貸出金は全体の約76.5%を占めております。

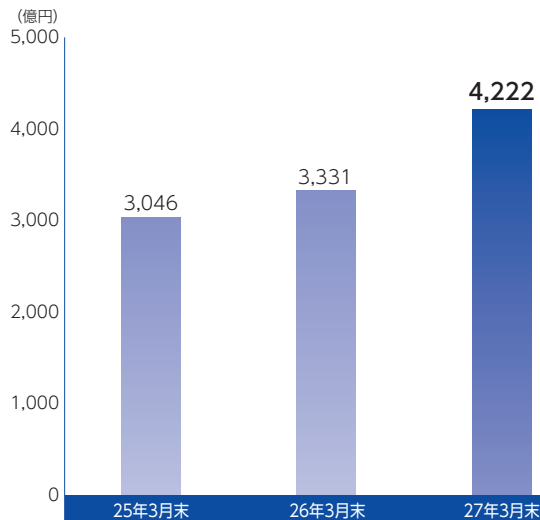
地域別個人ローンの状況 (平成27年3月末)



地方公共団体とのお取引

高知県では県をはじめ、34市町村すべての地方公共団体でお取引をいただいております。県外でも2つの市と町で指定金融機関に指定されている等、多数の市町村の歳入・歳出事務のお手伝いをさせていただいております。また一時的な資金需要や地方債の引受けにお応えするなど、社会基盤の整備や地域住民の福祉向上のための資金協力を行っております。

地方公共団体等への融資額 (貸出金、地方債の合計残高)



コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当行は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つととらえ、積極的に取り組んでおります。企業使命として「地域の金融ニーズに応え、社会の発展に貢献します。」、経営方針として「企業倫理に徹し、健全な経営を行います。」、行動規範として「お客さまを大切に、社会的責任を持った行動をします。」との経営理念のもと、地域、お客さま、株主、従業員の各ステークホルダーにとって満足のいく業務運営を行うことが、企業価値を高めていく上で不可欠であると認識しております。

このために、公正かつ透明性のある経営基盤の確立をはかり、的確な意思決定、迅速な業務執行と適切な監視を行うとともに、法令等遵守態勢を強化し社会的責任を果たしていくことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

企業統治の体制の概要等

1. 会社の機関の概要 (取締役会)

取締役会は、平成27年6月26日現在11名(うち社外取締役2名)で構成されております。原則として月1回開催され、法令または定款で定められた事項やその他業務執行に関する重要事項の決定のほか、業務執行の状況の報告等を行っております。また、監査役5名が出席し必要な意見を述べております。

なお、当行の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。また、当行は、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないとする旨を定款で定めております。

(常務会)

常務会は、迅速な意思決定のために設置され、平成27年6月26日現在、取締役頭取、専務取締役、常務取締役3名の役付取締役で構成されております。原則として月2回開催され、取締役会で定めた基本方針や常務会規程に基づき、取締役会の委嘱を受けた事項等を審議・決定しております。なお、この常務会には常勤監査役が出席し、適切に意見を述べております。

(執行役員)

経営の効率化や組織の活性化を図るため、執行役員制度を導入しております。

(監査役会)

当行は、監査役制度を採用しており、監査役会は、平成27年6月26日現在5名(うち社外監査役3名)で構成され、原則として月1回開催されています。社外監査役3名は独立役員として経営から独立した中立的な立場から、必要に応じて適切に発言を行っております。

2. 内部統制システムの整備状況

当行は、内部統制に関する体制構築として、取締役会、常務会のほかALM委員会及びリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制、リスク管理・運営体制等について組織横断的に協議を行う体制としております。

これらの体制が有効に機能しているかの検証は、業務部門から独立した頭取直轄の内部監査部門を設置し、営業店、本部及びグループ会社(連結子会社及び持分法適用会社)における業務執行状況についてプロセスチェックを実施しております。

コンプライアンス体制については、業務の健全かつ適切な運営を行うべく、年度毎に取締役会が「コンプライアンス・プログラム」を決定しております。組織的には、総合管理部コンプライアンス室が統括し、各部署にコンプライアンス責任者・担当者を配置しております。また、全従業員に対して「コンプラ

イアンス・マニュアル」を配布し、コンプライアンス重視の組織風土醸成・定着に努めております。

各種委員会の概要 (ALM委員会)

当行は、資産・負債に係る収益とリスクの統合的な管理を行い、安定的な収益の確保を図ることを目的としてALM委員会を設置しております。

ALM委員会は頭取を委員長とし、原則として月1回開催され、収益管理に関する事項、金利運営に関する事項及びリスク資本配賦運営等に関する事項について審議を行い、審議結果につきましては、取締役会へ報告する体制としております。

(リスク管理委員会)

当行は、業務全てにわたる法令等遵守、顧客保護等及び各種リスク管理に関する状況を把握した上で、適切な内部管理態勢の整備・確立を図ることを目的としてリスク管理委員会を設置しております。

リスク管理委員会は頭取を委員長とし、原則として月1回開催され、法令等遵守、顧客保護管理及び各種リスク管理についての実効性評価等について審議を行い、審議結果につきましては、取締役会へ報告する体制としております。

3. リスク管理体制の整備状況

リスク管理体制については、取締役会で統合的リスク管理方針及び各リスク管理方針を制定し、取締役、取締役会等の役割・責任、内部規定・組織体制の整備、評価・改善活動に関する方針を定めております。組織的には、リスク・カテゴリー毎に担当部署を定めるとともに、当行全体のリスクを統合的に管理する部門として総合管理部を設置しております。

情報管理については、文書保存管理規定・文書保存規定により各種情報の記録方法や保存年数等を定め、体制を整備しております。

グループ会社については、子会社等管理規定を定め、運営の基本を自主独立精神と緊密な連携とすることを明記するとともに、グループ会社も制度の対象に含めた内部通報制度規定を定めるなど内部統制に関する体制を整備しております。

また、内部統制報告制度に対応するための規定を定め、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備しております。

4. 会社法第427条第1項に規定する責任限定契約の概要

当行は、社外取締役2名及び監査役5名(うち社外監査役3名)との間に、会社法第427条第1項の責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

内部監査及び監査役監査の状況

1. 内部監査の状況

独立部署である監査部(平成27年3月末現在22名)は、営業店、本部及びグループ会社の内部監査を実施し、それらの内部管理態勢(リスク管理体制を含む)の有効性・適切性の検証を実施しております。

2. 監査役監査の状況

監査役は監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき、監査に関する重要事項等の報告や協議、決議を行っております。

常勤監査役は、取締役会及び常務会、重要会議へ出席し、法令等遵守や重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握しているほか、会計監査の立会いをはじめ会計監査人と積極的に

情報交換や意見交換を行うなど緊密な連携を保っております。また、内部監査部門である監査部との営業店臨店の立会いのほか、内部監査・各リスク管理の状況及び結果について報告を求めるなど緊密な連携を保ち、適正な監査実施に努めております。

社外監査役は取締役会、合同会議、全店支店長会等の重要会議に出席するとともに監査役会において常勤監査役から監査結果や業務全般の状況について報告を受け監査を行っております。また、前記諸会議をはじめ、役付取締役との意見交換会の席上においても意見表明がなされ、業務運営に反映されております。また、定期的実施される会計監査人との意見交換会へ出席し、連携を深めております。

社外取締役及び社外監査役

当行では、平成26年度末では社外取締役を選任していませんでしたが、平成27年6月26日開催の第201期定時株主総会決議により、社外取締役を選任し、経営体制の一層の強化を図っております。平成27年6月26日現在、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任し、いずれも独立役員としております。

社外取締役及び社外監査役の選任にあたって独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、金融商品取引所の独立役員に関する判断基準を参考にし、法律や会計等に関する専門的知見を有する弁護士・公認会計士及び豊富な経験や幅広い見

識を持つ有識者を選任しております。社外監査役のうち、田中章夫氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

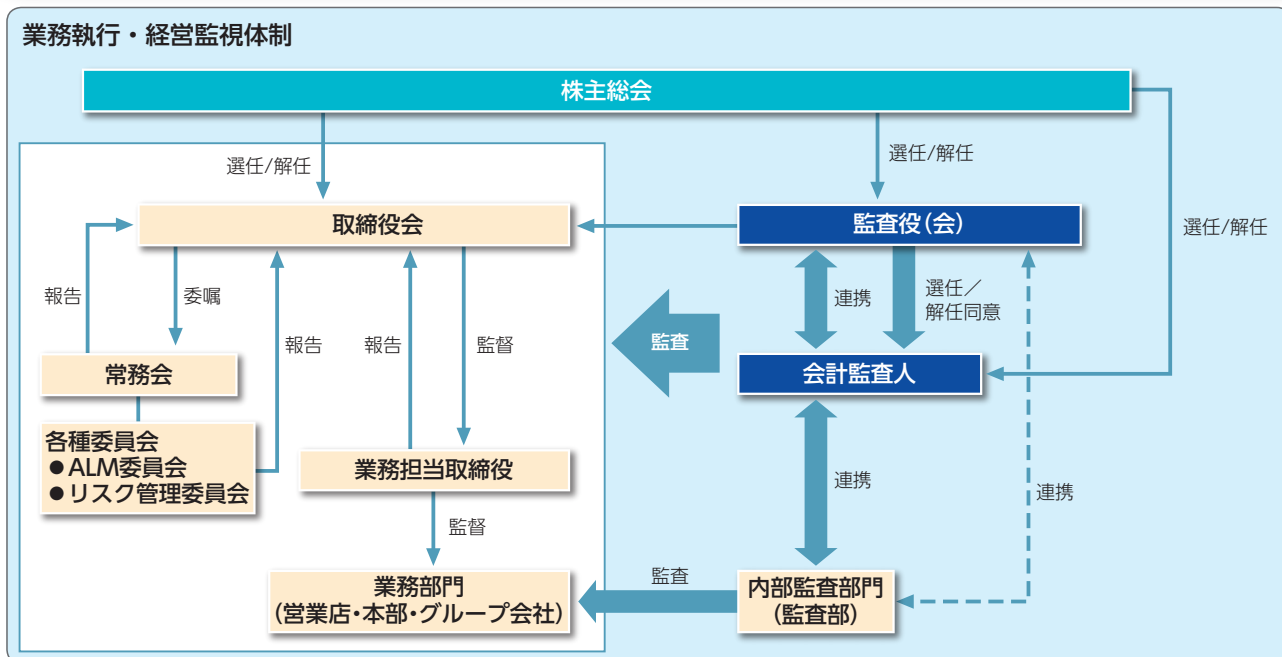
社外監査役は毎月開催される監査役会及び取締役会に出席し、各々の分野における長年の豊富な経験と幅広い見識や法律、会計等の専門的な知見に基づき、必要に応じた意見具申や情報提供を行っております。

当行と社外取締役2名及び社外監査役3名の間には特別な利害関係はありません。

会計監査の状況

当行は、会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任しております。当行の会計監査の業務を執行した公認会計士は、藤井義博氏及び伊加井真弓氏の2名であり、継続監査年数について

は、公認会計士法施行令で定める範囲内であるため記載を省略しております。会計監査の業務に係る補助者は公認会計士8名、その他10名であります。



当行では、平成25年3月末の中小企業金融円滑化法の期限到来以降も、同法の精神を踏まえた「金融円滑化管理方針」に則り、事業資金等の借入をご利用になっている中小企業、個人事業主のお客さま並びに住宅資金等の借入をご利用になっているお客さまの返済負担の軽減など、貸付条件の変更等のご相談に対して迅速かつ適切に対応するとともに、経営に関する助言、支援を行うなど、お客さまの実情に沿ったきめ細やかな対応を行ってまいりました。

当行は、「金融円滑化管理方針」に則り、お客さまの資金需要や返済条件の見直しなどのご要望に対し、引き続き積極的に取り組んでまいります。

金融円滑化管理方針

【基本姿勢】

お客さまに対する金融仲介機能の発揮は、地域金融機関である当行の最も重要な役割の一つであり、地域経済の安定と発展に繋がるものであると考えます。

金融円滑化の趣旨に則り、金融円滑化管理方針を定め、より積極的に金融円滑化を推進するために取り組みます。

1. 返済に関するご相談・経営支援

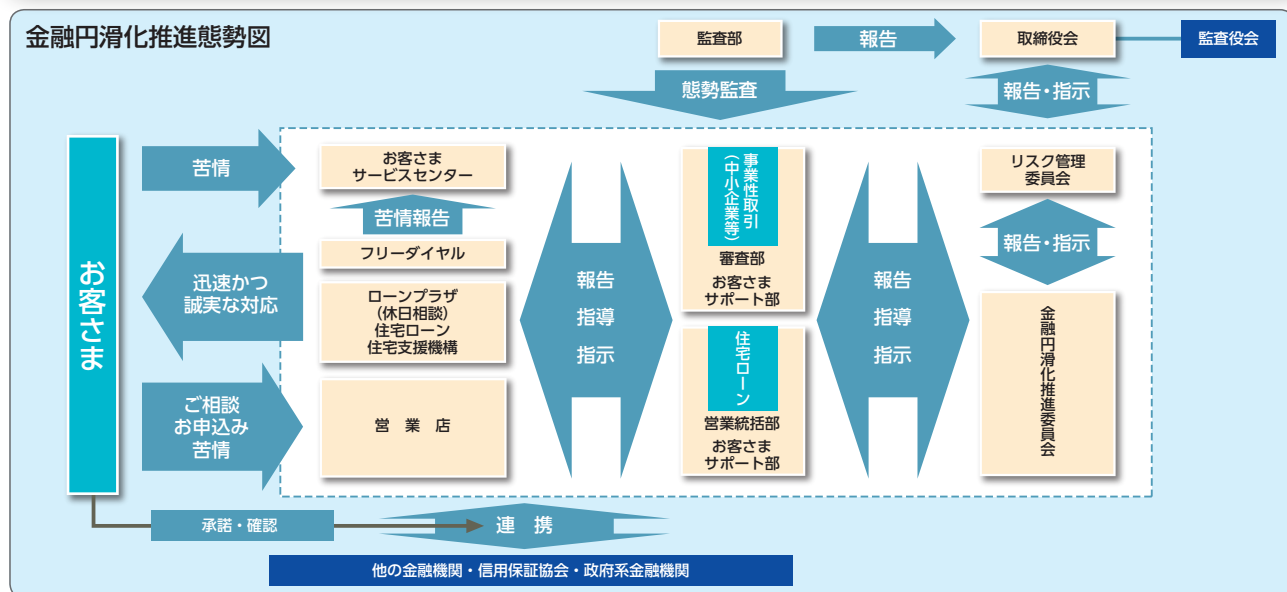
- (1) 中小企業、個人事業主及び住宅資金借入をご利用のお客さまからの貸付条件の変更等のご相談・お申し込みに真摯かつ迅速、適切に対応いたします。
- (2) お客さまの事業の特性や実情を十分に理解し、事業の発展、改善、再生の可能性等を勘案して、適切に新規融資や貸付条件の変更等の審査を行います。
- (3) お客さまの事業の特性や実情を十分に理解し、経営実態に応じた経営相談・経営指導及びお客さまの経営改善に向けた取り組みへの適切な支援に努めます。

2. 顧客保護・顧客説明

- (1) お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申し込みに対して、お客さまの理解と納得を得られるよう適切かつ十分な説明を行います。
また、新規融資や貸付条件の変更等のお申し込みをお断りする場合には、お断りする理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明いたします。
- (2) お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等に係るお問合せ、ご相談、ご要望及び苦情には、迅速かつ誠実に対応いたします。

3. 他の金融機関との連携・協力

- (1) 中小企業、個人事業主のお客さまからの依頼による事業再生ADR手続^(注)の実施依頼の確認に迅速に対応するよう努めます。
 - (2) 地域経済活性化支援機構からの債権買取申込等の要請に適切に対応いたします。また、同意の求めがあった事業再生計画に基づく貸付条件の変更等に対して可能な限り協力いたします。
 - (3) お客さまの同意を得たうえで、上記に関して必要となる、他の金融機関や政府系金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会等との緊密な連携を図ります。
 - (4) 住宅資金借入をご利用のお客さまからの貸付条件の変更等のお申し込みに対して、必要な場合、お客さまの同意を得たうえで、他の金融機関、住宅金融支援機構等と緊密な連携を図ります。
- ^(注) 民間の第三者機関が債権者間の調整役となり再建計画をまとめる制度で、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置」第2条第26項に規定する特定認証紛争解決手続をいいます。



休日相談窓口

| | |
|------|--------------------------------|
| 電話番号 | フリーダイヤル 0120-45-9659 |
| 受付時間 | 年末年始を除く毎日曜日の午前10時から午後3時 |

ご相談専用フリーダイヤル

| | |
|------|-------------------------------------------------|
| 電話番号 | フリーダイヤル 0120-45-9659 |
| 受付時間 | 平日 午前9時から午後5時 休日 年末年始を除く 毎日曜日の午前10時から午後3時 |

苦情専用窓口

| | |
|------|-------------------------------|
| 電話番号 | 088-823-2111 |
| 受付時間 | 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時(銀行休業日を除く) |

法令等遵守に関する基本方針

当行ではコンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、全行的なコンプライアンス体制を構築し、法令及び行内諸規定等を遵守した業務遂行ならびに社会規範を踏まえた誠実かつ公正な企業活動の実践に取り組んでおります。

コンプライアンス態勢

コンプライアンス統括部門として「総合管理部(コンプライアンス室)」を置き、関係各部と連携し、日常業務におけるコンプライアンス状況の調査・分析、対応策をリスク管理委員会へ諮問する他、コンプライアンス全般の企画、実行推進や啓蒙活動を行っております。また、各部店室には、コンプライアンス責任者及び担当者を配置し、コンプライアンスの実践・浸透を図っております。

■リスク管理委員会

頭取を委員長とし、業務の全てにわたる法令等遵守・顧客保護等及び各種リスク管理に関する状況を把握

した上で、適切な内部管理態勢の整備・確立を図るための審議を行っております。また、リスク管理委員会の審議結果は取締役会へ報告しております。

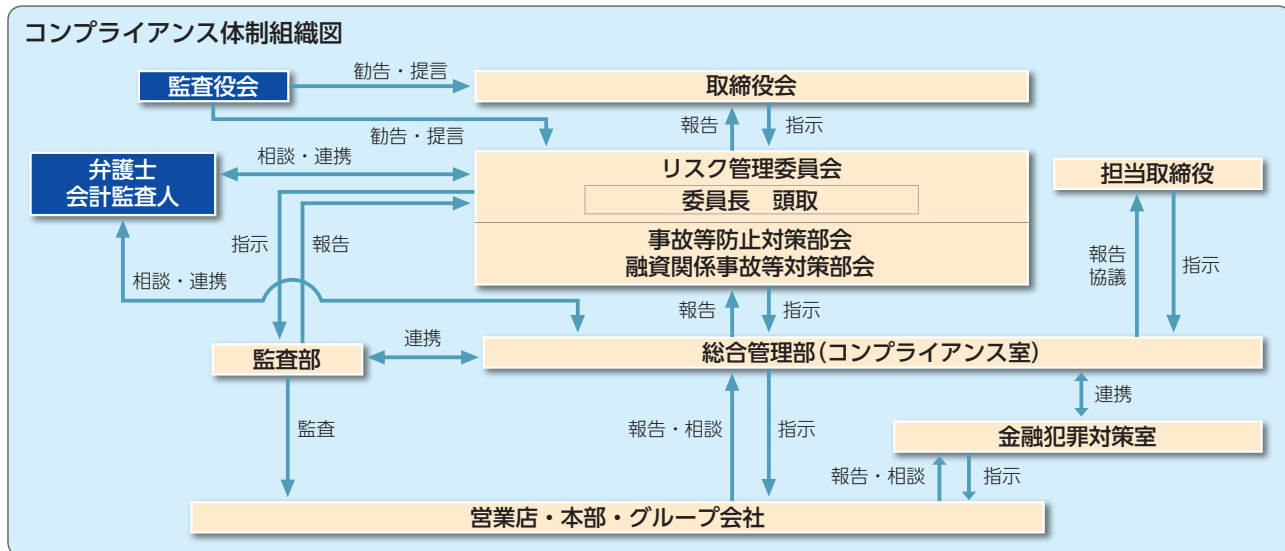
■対策部会(リスク管理委員会の下部組織)

法令等違反、融資事故に関する事案については、リスク管理委員会の下に設けられた「事故等防止対策部会」及び「融資関係事故等対策部会」がその問題点や原因を究明し、再発防止策、処分案等を検討し、リスク管理委員会に諮問しております。

■具体的な取組み

当行では、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定しています。また、コンプライアンスへの取組みを徹底するために、コンプライアンスの基本方針や守るべきルール等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布しております。

コンプライアンス勉強会の毎月実施のほか、行内の研修ではコンプライアンスのカリキュラムを組み込むなど、コンプライアンス意識の醸成に積極的に取り組んでおります。



反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては常に毅然とした態度で臨み、決して妥協しないことを基本姿勢とし、以下の方針を定めています。

〈基本方針〉

1. 反社会的勢力との取引は一切排除する。
2. 反社会的勢力からの不当な要求には決して応じない。
3. 反社会的勢力に対しては組織一体となって対応する。
4. 反社会的勢力に対しては、状況に応じて、警察等の外部機関と連携し対応する。
5. 反社会的勢力に対しては、民事・刑事の法的対応も辞さない毅然とした対応を行う。

顧客保護等管理に関する基本的な考え方

顧客保護等管理とは、当行をご利用いただくお客さまの保護ならびに利便性の向上の観点から、「お客さまに対する適切かつ十分な説明」「相談・苦情等への適切な対応」「顧客情報の適切な管理」「外部委託業務における顧客情報やお客さまへの適切な対応と委託業務の的確な遂行」「お客さまの利益を不当に害することのないよう適正な業務の遂行」等をいいます。

このため、当行では、顧客保護等管理態勢を整備・確立することは、当行の業務の健全性及び適切性の確保のために重要であるとの認識に基づき、「顧客保護等管理方針」等の行内規定・マニュアルを整備するとともに、以下のとおり「金融商品販売に係る勧誘方針」「個人情報保護宣言」「利益相反管理方針の概要」等を公表しております。

金融商品販売に係る勧誘方針

当行は、次の5項目を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧誘を行います。

1. 私たちは、お客さまの知識、経験及び財産の状況、取引の目的に照らし、適切な勧誘を行います。
2. 私たちは、お客さまご自身の判断で取引の契約を選択していただくため、取引の仕組みの重要な部分やリスク内容などを説明し、重要な事項を十分理解していただくよう努めます。
3. 私たちは、不確実な事項について断定的判断を提供したり、確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為は行いません。
4. 私たちは、お客さまにとって不都合な時間帯やお客さまに迷惑な場所などで勧誘を行いません。また、執拗な勧誘や不快感を与えるような勧誘は行いません。
5. 私たちは、お客さまに対し適正な勧誘及び、販売後の継続的な情報提供を行えるよう、行内体制の整備や商品知識の習得に努めます。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当行は、お客さまの個人情報並びに当行の業務運営等に關連して取得する個人情報の適切な保護と利用を図るため、以下の基本方針を宣言いたします。

1. 法令等の遵守

個人情報の取扱いに関し、個人情報保護に関する法令及び業界ガイドライン等の規範を遵守いたします。

2. 取得および利用目的の通知・公表

個人情報は適正な手段で取得します。また、利用目的については、法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表いたします。

3. 個人情報の取得元

当行では、例えば、以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

- ・預金口座の新規申込書など、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
- ・各地手形交換所等の共同利用者や個人信用機関の第三者から、個人情報が提供される場合

4. 利用目的の限定

- (1) 個人情報の利用目的をできる限り特定しうえ、その利用目的の範囲内でのみ取扱います。ただし、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われる場合を除きます。
- (2) 利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のために利用するなど取得の場面に応じ、利用目的を特定するよう努めます。
- (3) ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクトマーケティングで個人情報を利用することについて、ご本人より中止のお申出があった場合は、当該目的での利用を中止します。

5. 第三者提供の制限

法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者へ提供いたしません。

6. 委託

当行では、利用目的の達成に必要な範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。この場合は、委託先に対し当行が適切に管理・監督するものとします。(委託する事務の例)

- ・取引明細通知書発送に関わる業務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・外国為替等の対外取引関係業務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 安全管理措置の整備

取得した個人情報を適切に管理するため、組織的・人的・技術的な安全管理措置を講じ、個人情報への不正アクセスや個人情報の漏洩・滅失・き損等の発生防止に努めます。また、万一発生した場合には、速やかに是正措置を講じます。

8. 継続的な改善

社会情勢・環境の変化を踏まえて本ポリシーを適宜見直し、お客さまの個人情報の取扱いについて継続的に改善を図ってまいります。

9. 開示等への対応

ご本人の個人情報について、法令等に基づく開示・訂正・利用停止等の申し出に対して速やかに対応いたします。

10. ご質問・苦情等の問合せ

個人情報の取扱いに対するご質問・苦情等を受けた場合は、その内容について調査するとともに、速やかに対応いたします。

利益相反管理方針の概要

四国銀行(以下「当行」といいます)は、当行もしくは当行のグループ会社とお客さまの間、または当行もしくは当行のグループ会社のお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および利益相反管理方針に則り、お客さまの利益を不当に害することのないよう適正に業務を遂行いたします。当行は、法令等に従い、当行の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

1. 利益相反管理の対象取引と特定方法

「利益相反」とは、当行もしくは当行のグループ会社とお客さまの間、または当行もしくは当行のグループ会社のお客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。

当行では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下「対象取引」といいます)として、お客さまの不利益のもと、当行または当行のグループ会社あるいは他のお客さまが利益を得ている状況が存在し、かつその状況がお客さまとの間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反している取引を管理いたします。

当行では、お客さまとの取引が対象取引に該当するか否かにつき、利益相反管理統括責任者が適切に特定いたします。

2. 対象取引の類型

対象取引に該当するか否かは、取引ごとの個別具体的な事情により決定いたしますが、以下の取引については、対象取引に該当する可能性がございます。

(1) 利害対立型

当行または当行グループ会社とお客さま、あるいはお客さま相互間の利害が対立する取引

(2) 競合取引型

当行または当行グループ会社とお客さま、あるいはお客さま相互間の利害が競合する取引

(3) 情報利用型

当行または当行グループ会社がお客さまとの関係を通じて取得したお客さまの情報を利用して当行または当行グループ会社、あるいは当行または当行グループ会社の他のお客さまが利益を得る取引

3. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当行に利益相反管理統括部署を設置し、当行グループ全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行います。対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、対象取引の特定や管理方法等に関する教育・研修を実施し、行内において周知・徹底いたします。

管理方法

- (1) 利益相反を発生させる可能性のある部門間の分離による情報遮断
- (2) 利益相反のおそれのある取引の一方または双方の取引条件または方法の変更
- (3) 利益相反のおそれのある取引の一方の取引中止
- (4) 利益相反のおそれがあることをお客さまへ開示またはお客さまからの同意取得
- (5) 前各項のほか適切と判断される方法

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当行および以下に掲げる当行グループ会社です。

- ・株式会社四銀地域経済研究所
- ・四銀総合リース株式会社
- ・四銀代理店株式会社

預金等の不正な払戻しへの対応

金融犯罪への取り組み

振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺、偽造・盗難カードや盗難通帳による不正引出し、インターネットバンキングへの不正アクセスなどによる金融犯罪に対して、四国銀行では以下のセキュリティ強化を図るとともに、被害防止のための各種の対策に取り組んでおります。

1. キャッシュカード

・ICキャッシュカード

偽造が難しく、スキミングなどによる不正使用防止に有効なICキャッシュカードを発行しています。

・ICキャッシュカード対応ATM

ICキャッシュカード対応ATMは全店に設置、店舗外ATMについても順次、設置を進めております。

・キャッシュカードの暗証番号・利用限度額の変更

偽造・盗難キャッシュカードによる不正使用防止策として、当行ATMにおいて暗証番号の変更やキャッシュカードの1日あたり利用限度額の引下げができます。

・覗き見防止

ATMご利用の際、暗証番号等の覗き見を防止するため、ATMの操作画面に遮光フィルターや各コーナーの間仕切りや後方確認用ミラーを設置しております。

・偽造・盗難キャッシュカードによる不正引出し被害補償

不正引出し被害に遭われたお客さまに対しては、平成18年2月に施行された「預金者保護法」、また、盗難通帳による不正引出しは、「全国銀行協会の申し合わせ」に則り、被害補償をお受けしております。

なお、被害補償にあたっては、被害状況を個別に確認したうえで、可否の判断をさせていただきます。

2. 振り込み詐欺対策

・ATMで振込操作時の注意喚起の画面表示

当行ATMで「お振り込み」をされる場合は、振り込み詐欺の被害防止のため注意喚起の画面表示を行っております。

・異常な取引の検索システムによるモニタリング

振り込み詐欺等に不正利用されている口座のモニタリングを

実施するとともに、判明した場合は、「犯罪収益移転防止法」や「振り込み詐欺救済法」に沿って、口座の取引停止を実施しております。

・振り込み詐欺被害分配金の支払

被害に遭われた方へ振込口座に残留している資金を「被害回復分配金」として被害に遭われた方にお支払しております。

3. インターネットバンキングのセキュリティ強化

・ワンタイムパスワードの採用

インターネットバンキングの不正利用防止のため、ログインの都度パスワードが変更となるもので、お取引の安全性が高まります。

・[EV-SSLサーバ証明書]の導入

フィッシング詐欺等への防止策として、当行インターネットバンキング用のサイトの真正性を視覚により確認できる「EV-SSLサーバ証明書」を導入しております。

・ホームページ等での不正利用への注意喚起

インターネットバンキングでのコンピューターウイルス等による不正利用被害防止への注意喚起を継続的に行っております。

・インターネットバンキングによる不正引出し被害補償

不正引出し被害に遭われた個人・法人のお客さまに対しては、「全国銀行協会の申し合わせ」に則り、被害補償をお受けしております。

なお、被害補償にあたっては、被害状況を個別に確認したうえで、可否の判断をさせていただきます。

金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度 (Alternative Dispute Resolution) のことで、解決までに長時間を要する裁判等の代わりに、第三者機関のあっせん・調停・仲裁等により、迅速・簡便・柔軟にお客さまとの紛争解決を図る制度として平成22年10月1日にスタートいたしました。

お客さまからの「相談・苦情等」のお申出を受け付けた当行の役職員は、誠意を持ってお客さまのお話をお聞きし、真摯な対応と十分なご説明を行い、可能な限りお客さまのご理解とご納得を得て早期の解決を目指します。お客さまが当行の対応にご納得いただけない場合には、苦情等の内容やお客さまのご要望等に応じ、適切な第三者機関をご紹介します。

本制度を利用することにより、解決までに長期間を要し、費用もかかる裁判等の手続きによらず、第三者機関等によるあっせん・調停・仲裁による解決を図ることが可能となります。

主な第三者機関

銀行取引に関するご相談は

全国銀行協会相談室

全国銀行協会相談室は、銀行に関するさまざまなお相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、一般社団法人全国銀行協会が運営しています。ご相談・ご照会等は無料です。詳しくは一般社団法人全国銀行協会のホームページをご参照ください。

また、全国銀行協会相談室がお客さまからの苦情の申出を受け、原則として2ヶ月を経過してもトラブルが解決しない場合には、「あっせん委員会」をご利用いただけます。詳しくは全国銀行協会相談室にお尋ねください。

電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

受付日：月～金曜日（祝日及び銀行の休業日を除く）

受付時間：午前9時～午後5時

※一般社団法人全国銀行協会は銀行法及び農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。

信託業務に関するご相談は

信託協会信託相談所

信託協会信託相談所は、信託に関するご照会やご相談の窓口として、一般社団法人信託協会が運営しており、信託兼営金融機関や信託会社（信託銀行等）の信託業務等に対するご要望や苦情をお受けしております。信託協会信託相談所のご利用は無料です。詳しくは一般社団法人信託協会（信託相談所）のホームページをご参照ください。

また、信託銀行等の信託業務等についてお客さまからの苦情の申出を受け、原則として2ヶ月を経過してもトラブルが解決しない場合には、「あっせん委員会」をご利用いただけます。詳しくは信託協会信託相談所にお尋ねください。

電話番号：0120-817335 または 03-6206-3988

受付日：月～金曜日（祝日及び銀行の休業日を除く）

受付時間：午前9時～午後5時15分

※一般社団法人信託協会は信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律上の指定紛争解決機関です。



リスク管理への取り組み

金融の自由化・国際化の進展、IT技術の進歩、金融技術の発達などにより、銀行業務におけるリスクは、より複雑化、多様化してきております。このため、適切な収益実現のため相応のリスクテイクを行いつつリスクをいかに管理していくかが、銀行経営の安定性、健全性を維持していく上での重要な課題となっております。

リスク管理の体制

当行では、半期毎に取締役会で各リスク・カテゴリーにリスク資本を配賦し、当行全体のリスクを自己資本と対比して自己資本の充実度を評価する統合的リスク管理を行っております。また、信用リスク、市場リスクのリスク量をVaR法による共通の尺度で計測して評価する統合リスク管理を行っております。

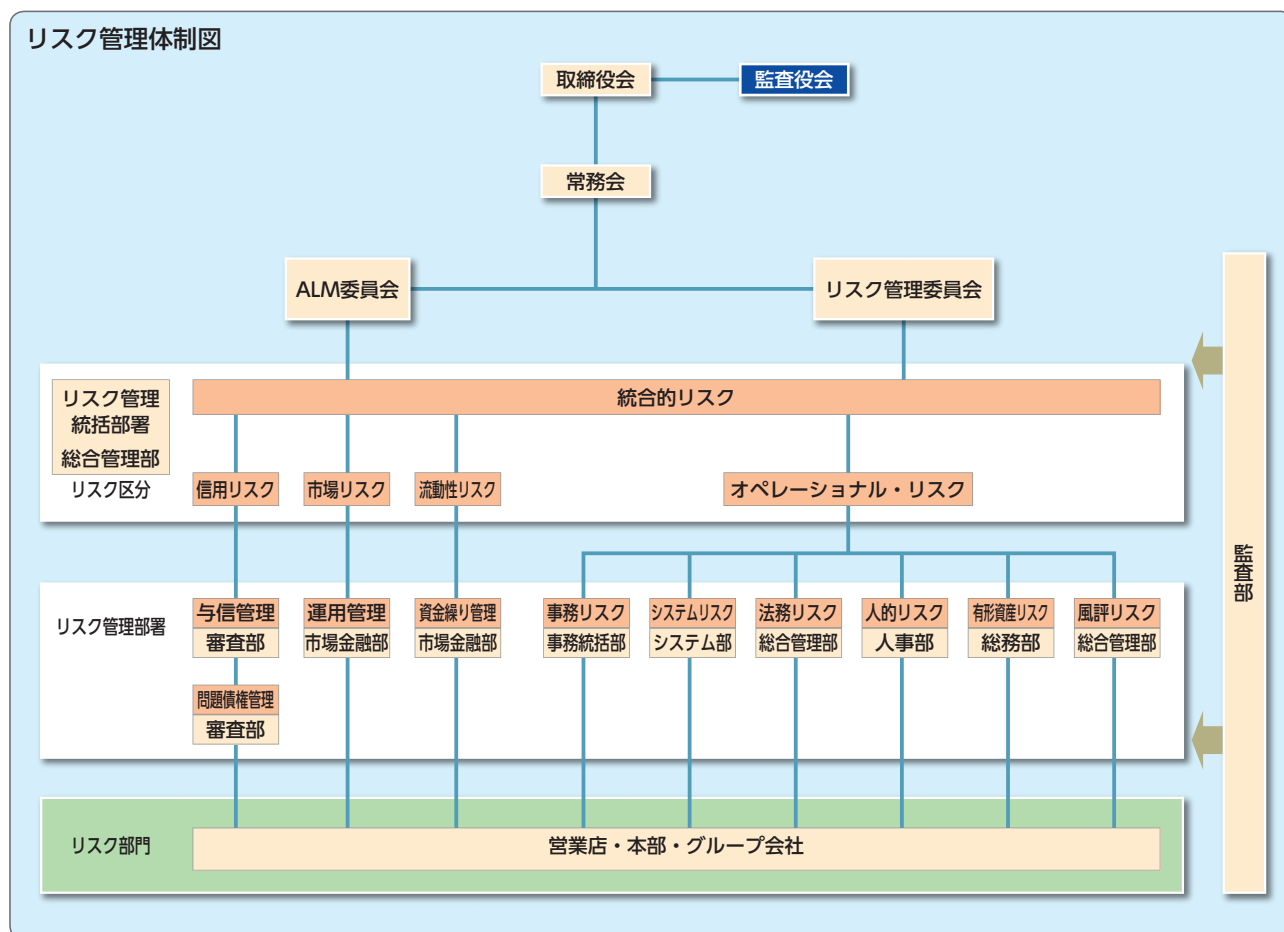
当行のリスク管理体制は、様々な業務から発生する各種リスクを各リスク管理部門が管理するとともに、独立したリスク管理統括部門を設置して、当行全体のリスクを統合的に管理する体制としております。

また、頭取を委員長として役付取締役全員が参加するALM委員会及びリスク管理委員会を毎月開催し、各種リスクの分析・評価結果の報告及びリスクコントロール策・改善策の審議を行っております。

また、業務部門から独立した内部監査部門が、営業店・本部・グループ会社のリスク管理体制の有効性を評価しております。



本店営業部



信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、当行が損失を被るリスクであります。

当行では、クレジット・ポリシーを与信業務の基本方針として制定し、与信判断、与信管理の基本的な考え方を定め、信用リスク管理の強化に取り組んでおります。

信用リスクを適切に管理するために、営業部門から独立した審査部門において、お取引先の財務状況、資金使途、返済財源、事業の将来性等を総合的に勘案した審査を行っております。一定の基準額を超える貸出を行っているお取引先については、定期的に常務会に事業実態等を報告し、信用リスクの状況について評価・分析を行い、与信集中リスクを適正に管理する態勢としております。また、審査部に経営支援室を設置し、お客さまサポート部のソリューション推進グループと連携して、お取引先の経営相談・経営指導及び経営改善支援を行い、事業改善・再生に取り組んでおります。

信用リスク管理部門は、業種別・格付別・地域別の信用リスク量の状況や特定のお取引先またはグループへの与信集中の状況等を定期的に分析・評価し、結果をALM委員会に報告して信用リスク管理に関する審議を行っております。

格付・自己査定については、監査部内に資産監査グループを設置し、一次、二次査定部署における格付・自己査定結果の監査を実施、償却・引当についても妥当性・適切性を監査するとともに、会計監査人による監査を受けております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行の市場リスク運営は、管理可能な一定のリスクを引受けて安定的な収益を確保するとともに、資産の健全性を向上させることを基本スタンスとしております。

市場リスク管理体制は、市場取引を執行するフロント・オフィス、市場取引に関する事務管理を行うバック・オフィス、市場リスク管理を統括するミドル・オフィスを分離して設置し、牽制機能が有効に働く体制としております。

当行では、市場リスクの顕在化による損失拡大を

防止するため、各部門の取り扱い業務、リスク・カテゴリー及び投資対象ごとに厳格な限度枠を設定し、日次で遵守状況のモニタリングを実施しております。

市場リスク管理統括部門は、当行が直面するリスクの規模・特性を踏まえて管理対象とするリスクを特定して市場リスクの計測・分析・評価を行っております。市場リスクの状況、限度枠の遵守状況、市場の大幅な変動を想定したストレス・テスト等の評価結果をALM委員会に報告し、資産・負債戦略及び市場リスクのコントロール策について審議を行っております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)をいいます。

当行では、資金繰りに支障をきたせば、場合によっては経営破綻に直結し、システムリスクが顕在化することを認識し、当行の資産・負債及び自己資本の状況を踏まえた適切な資金繰り運営を実施しております。また、市場流動性の状況を適切に把握し、商品毎の流動性を勘案した運用に努めております。

流動性リスク管理体制は、資金繰り運営を行う資金繰り管理部門と流動性リスク管理部門を分離して、牽制機能が有効に働く体制としております。

流動性リスク管理部門では、資産運用の内容・調達状況に応じた限度枠を設定して管理し、また流動性リスクの分析・評価結果をALM委員会に報告し、資産・負債の運営管理について審議を行っております。

また、資金繰りの逼迫度に応じた流動性危機時の対応策を策定し、対応策に基づく想定訓練等を実施しております。



大津支店

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程・役職員の活動もしくは、システムが不適切であること、また、外生的な事象により損失を被るリスクの総称です。当行では、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに区分し、各々の管理部門を定めて管理するとともに総合的な管理部門を設置し、各オペレーショナル・リスク管理部門に対する牽制機能及び全体を俯瞰的に見てチェック・把握する機能が発揮される態勢を整備しております。リスク区分ごとの管理については、以下の通りとしております。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠り、あるいは事故・不正を起すことにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、全ての業務に事務リスクが存在していることを認識し、事務リスクの軽減、事務品質の向上及び事故・不正等の発生防止を図っております。

具体的には、営業店において事務処理が適正に行われるよう事務指導及び研修を行い、また、内部監査部門の監査結果を活用して、各業務部門及び営業店の事務水準の向上を図っています。さらに、定期的または必要に応じて、事務リスクの管理状況に関する報告・調査結果を踏まえ、事務リスク管理態勢の実効性を検証し、適時に事務リスク管理規定、事務取扱規定、組織体制等を見直し、改善に努めております。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、コンピュータの不正使用、顧客データの漏洩などにより、損失を被るリスクをいいます。

当行では、リスク回避をシステムリスク管理の基本とし、コンピュータシステム障害の発生を未然に防止するとともに、発生時の影響を極小化し、早期の回復を図るための安全対策を講じております。

具体的には、コンピュータシステムの運営にあたっては、各種規定・基準・マニュアル等を制定し、これらに即した運営を行うとともに、コンピュータセンターでは、設備機器の二重化や防火対策、防水対策、地震対策等に関する管理基準を制定するなど、各種防災対策を実施しております。

特にコンピュータの基幹システムは、大規模災害等に備えて関東と九州の2ヶ所にセンターを保有してバックアップ体制をとる、株式会社NTTデータ運営の「地銀共同センター」を利用しており、システムの安定稼働に万全を期しております。

法務リスク管理

法務リスクとは、法令・規則・制度や契約等への対応が行われないこと、不適切な契約を締結すること、

その他法的原因により損失・損害(監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金及び損害賠償金を含む)を被るリスクをいいます。

当行では、業務を遂行する上で検討すべき法務リスクを的確に把握・管理するとともに、コンプライアンス統括部門及び必要に応じて弁護士のリーガル・チェックを行うことにより、損失の未然防止・極小化に努めております。

人的リスク管理

人的リスクとは、不適切な就労状況・労働環境、人事運営上の不公平・不公正、差別的行為などにより、損失・損害を被るリスクをいいます。

当行では、適切な就労状況・労働環境を維持するとともに多面的な角度から人事管理を行うことにより、損失の未然防止・極小化に努めております。

有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、災害その他の事象により有形資産(動産、不動産、設備、備品等)の毀損や被害を被るリスクをいいます。

当行では、有形資産の状況について適切に把握するとともに、災害等については対応策を策定することにより、被害の最小化に取り組んでおります。

また、「危機管理計画(業務継続計画)」及び「危機時対応マニュアル」を策定して、緊急時には適切に対応できる体制としております。

風評リスク管理

風評リスクとは、当行の評判の悪化や風説の流布等により、当行の信用が低下することによって生じる損失・損害などのリスクをいいます。

当行では、情報開示など経営の透明性を高めることに積極的に取り組むとともに、風評リスクのモニタリングを行うことで、風評リスク顕在化の未然防止に努めております。

また、万が一発生した場合の対応マニュアルを策定して、緊急時には適切に対応できる体制としております。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当行では、お客さまへの長期的・安定的な金融仲介機能、コンサルティング機能を提供することが、地域金融機関の重要な使命と考えており、ライフステージを適切に見極めた上で、創業・新規事業開拓の支援、成長段階における支援、また経営改善・事業再生支援などの、適時・最適なソリューションを提案することで、お客さまの成長を支援しております。

当行は、一昨年4月からスタートさせました、中期経営計画「ベスト リライアブル・バンクへの挑戦 ステップ1」においても、お客さまの経営支援強化に向けた各施策を着実に実行してまいります。

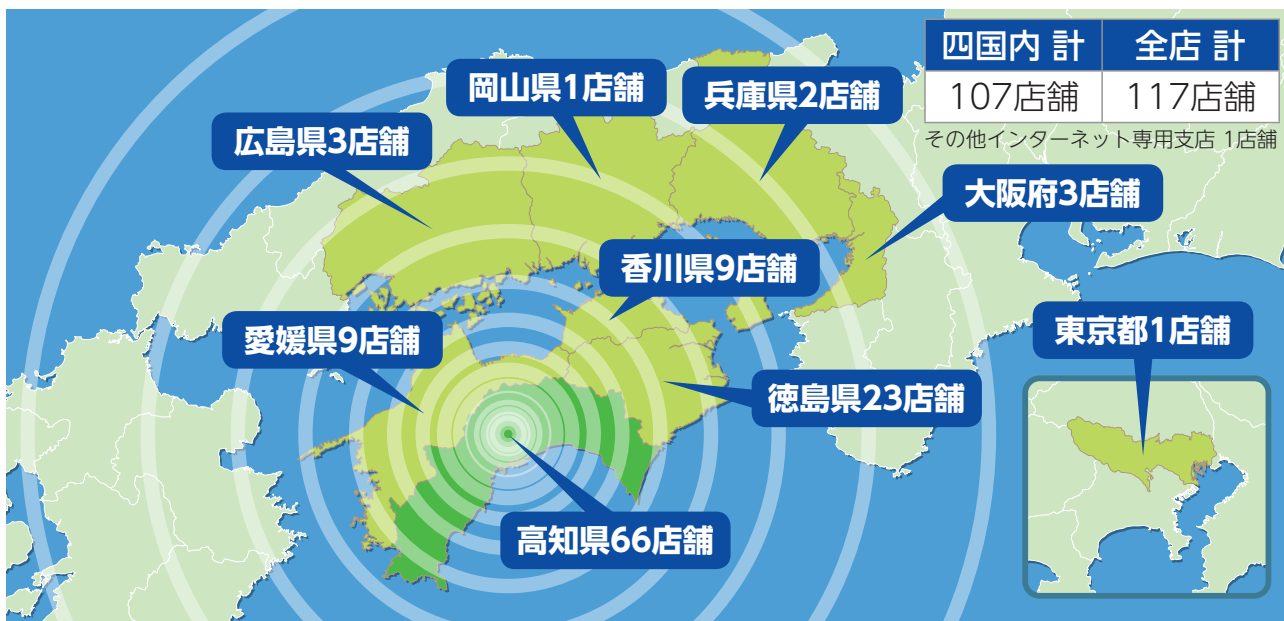
中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

広域な店舗ネットワークを活用した情報集積と販路開拓等の経営支援

地盤である高知県を中心として、四国全域と近接の本州地域にも充実した店舗網を展開しており、広域な店舗ネットワークの強みを生かした情報収集やビジネスマッチング領域の拡大を図っております。

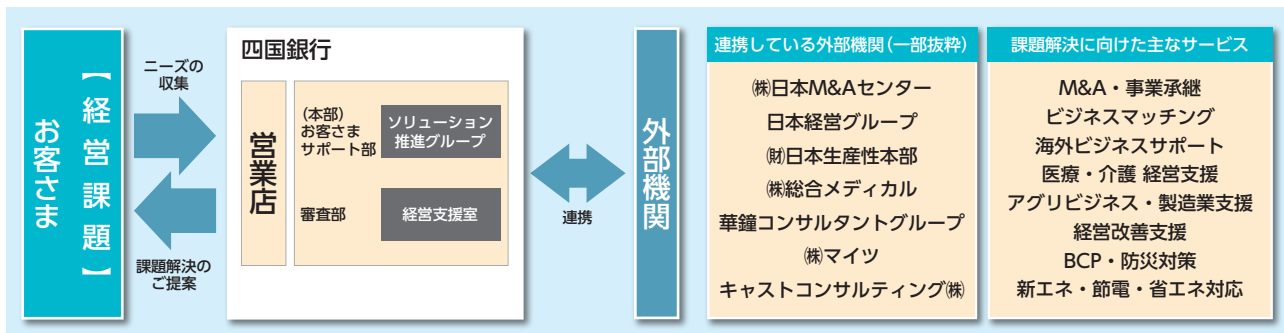
業務斡旋受付件数(平成26年度)

463件



組織体制・外部機関との連携

営業店、本部が一体となった支援体制、外部機関(外部専門家)との連携により、お客さまの課題解決のためのサポートを実施しております。



中小企業の経営支援に関する取組み状況

創業・新規事業開拓の支援

地場産業の支援を目的として設置しているお客さまサポート部『ソリューション推進グループ』には、医療・介護、製造業等の業種別支援担当者を配置し、お客さまの経営相談、新規開業や販路開拓のサポートなどに取り組んでおります。

また、創業支援制度融資や新分野進出のためのセミナー開催など、さまざまな手法で創業企業の育成に努めております。



創業・新事業支援融資

| 創業・新事業支援融資実績(平成26年度) | |
|----------------------|----------|
| 件数 | 金額 |
| 43件 | 1,250百万円 |

成長段階における支援

当行では、地域活性化のためには、地域金融機関として地域が持つ潜在能力の引き上げに貢献することが責務であると考え、成長分野の育成や、成長段階における更なる飛躍の見込まれる企業のお客さまを積極的に支援しております。

■ 成長戦略サポートプログラムに基づく取組み

行内で独自に「成長戦略サポートプログラム」を制定し、7分野を成長分野として指定。該当分野に対する融資を「成長分野応援融資(未来ファンド)」として積極的に取り組んでおります。



当行が指定した成長7分野

食品 素材 環境 健康・福祉 アジアを中心とする海外進出
社会インフラ整備・防災対策事業 事業再編・新市場進出

成長分野応援融資(未来ファンド)実績(平成26年度)

| 件数 | 金額 |
|------|-----------|
| 372件 | 41,519百万円 |

■ ABLへの取組み

ABL (Asset Based Lendingの略)とは、事業者が保有する在庫・機械設備等の「動産」や、売掛金・診療報酬等の「売掛債権」等の資産を担保として活用する融資の手法であり、当行では、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資の手段として、ABLの活用に取り組んでおります。

ABLの活用は、担保である「動産」や「売掛債権」の情報を定期的にお客さまから提供いただき、お客さまの事業の内容やその時々状況をより深く理解することで、お客さまの事業発展への支援に役立っております。

ABL実績(平成27年3月末)

| | 件数 | 残高 |
|------|------|----------|
| 動産担保 | 87件 | 5,907百万円 |
| 債権担保 | 63件 | 2,430百万円 |
| 合計 | 150件 | 8,337百万円 |

■ 医療機関経営支援への取組み

平成27年3月に介護報酬改定をテーマとした医業経営セミナーを開催いたしました。

医業経営コンサルタントとして活躍されている酒井麻由美氏を講師に迎え、改定の重要なポイントや、今後の対応策などをご講演いただきました。当初の募集定員を超えた162名のお客さまにご参加いただき、関心の高さが感じられました。

今後も医療機関、介護事業者さまの課題解決のため、ニーズに応じた情報発信を行ってまいります。

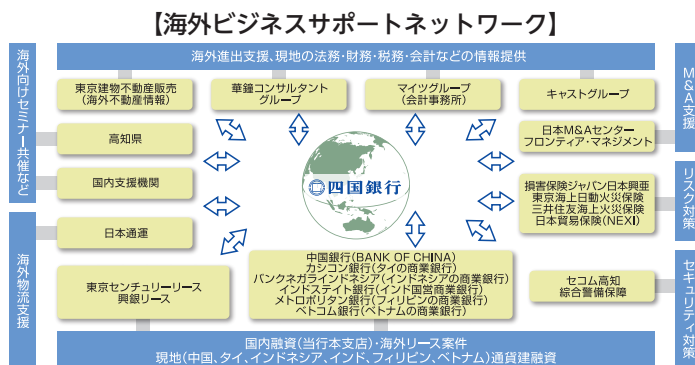


医業経営セミナー

■ 海外進出支援

海外ビジネスサポートネットワークの強化

お客さまの海外進出をトータルサポートするため、外部機関との提携の強化を図っております。中国や東南アジアを中心に、海外現地の法務・財務・税務、海外事業展開のための資金調達、輸出入の手続き、販路拡大や部材調達などのご相談にお応えしております。



海外ビジネスセミナーの開催

平成26年8月に「ハラルセミナー」、平成27年3月に「海外販路開拓セミナー」を開催いたしました。国内外の環境変化を受けて、海外でのビジネス展開に関心を抱くお客さまは近年増加しております。当行では今後も定期的に海外ビジネスセミナーを開催することで、さまざまな情報発信を行ってまいります。



海外ビジネスセミナー

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

■ 経営改善・事業再生支援への取組み

経営支援・コンサルティング機能の強化のため、審査部内に設置した『経営支援室』と営業店が一体となって、お客さまの経営改善支援に積極的に取り組んでおります。

経営改善支援取組み率 ▶ **14.6%**

ランクアップ率 ▶ **11.7%**

再生計画策定率 ▶ **46.5%**

経営改善支援等の取組み実績(平成26年4月～平成27年3月)

(単位：先)

| | 期初債務者数 A | うち 経営改善支援 取組み先数 α | αのうち | | | 経営改善支援 取組み率 = α/A | ランクアップ率 = β/α | 再生計画策定率 = δ/α |
|---------------------|-------------|-------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|-----------------------|-------------------------|------------------|------------------|
| | | | αのうち期末に債 務者区分がランク アップした先数 β | αのうち期末に債 務者区分が変化し なかった先数 γ | αのうち再生計画 を策定した先数 δ | | | |
| 正常先 ① | 8,397 | 12 | | 1 | 2 | 0.1% | | 16.7% |
| 要注意先 うちその他要注意先 ② | 2,361 | 325 | 38 | 246 | 200 | 13.8% | 11.7% | 61.5% |
| うち要管理先 ③ | 29 | 18 | 4 | 11 | 2 | 62.1% | 22.2% | 11.1% |
| 破綻懸念先 ④ | 622 | 117 | 12 | 99 | 12 | 18.8% | 10.3% | 10.3% |
| 実質破綻先 ⑤ | 106 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — |
| 破綻先 ⑥ | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — |
| 小計(②～⑥の計) | 3,140 | 460 | 54 | 356 | 214 | 14.6% | 11.7% | 46.5% |
| 合計 | 11,537 | 472 | 54 | 357 | 216 | 4.1% | 11.4% | 45.8% |

| | | |
|--------------------------|-----|-----------|
| 中小企業再生支援協議会の活用実績(平成26年度) | 34件 | 4,874百万円 |
| うちメイン行としての案件持込等 | 25件 | 4,271百万円 |
| (再生計画の策定先) | | |
| 金融機関独自の再生計画策定実績(平成26年度) | 63件 | 25,976百万円 |
| うちメイン行としての再生計画策定等 | 54件 | 24,570百万円 |

■ 事業承継支援への取組み

経営者の高齢化や、後継者不在問題等により、中堅・中小企業の事業承継問題が深刻化し、地域金融機関として積極的に対応していくことが年々重要になっております。

当行では、セミナーの開催や面談等により情報提供を行うとともに、お客さまの顧問税理士や当行の外部提携先と連携を図りながら、お客さまの状況に合わせたサポートを行っております。

M&A・事業承継相談の受付

お客さまの顧問税理士、弁護士、司法書士といった専門家や、M&A業務や事業承継業務の提携先等の外部機関と適宜連携し、お客さまの状況に合ったサポートをいたしました。

M&A・事業承継相談受付件数(平成26年度)

562件

<事業承継のさまざまなニーズへのご対応例>

- 自社株評価額の試算
- 会社を後継者に円滑に承継するためのアドバイス
- 自社株の贈与・相続の提案
- 組織再編スキームに関する提案 など

<外部提携先>

(株)日本M&Aセンター
(株)ストライク
フロンティア・マネジメント(株)
東京共同会計事務所
(株)エスネットワークス
辻・本郷税理士法人
大阪中小企業投資育成(株)

■ 第1期「四銀 経営塾」修了式

第1期「四銀 経営塾」では全ての講義を終え、平成26年11月に修了式が行われました。

当経営塾は、平成26年4月に塾生21名で開講いたしました。講義やグループディスカッションを経て、各塾生が経営計画を策定し、塾生同士のリレーションも生まれる等、非常に有意義な取組みとなりました。

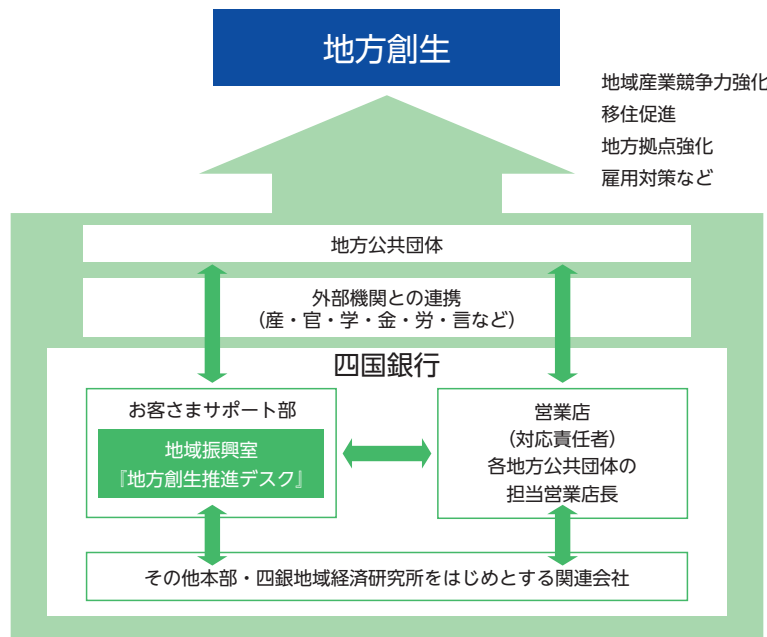
平成27年度も第2期塾生21名で開講し、講義を通して塾生が更なる成長を遂げ、企業の発展、地域経済の活性化につなげることを目指しております。



地域の活性化に関する取組み状況

■ 地方創生への取組強化（「地方創生推進デスク」の設置）

平成27年3月に地方創生への取組強化のため、本部内に「地方創生推進デスク」を設置いたしました。
 当行は、従前より地場経済の発展が地域金融機関の存立基盤であるとの考えのもと、平成22年3月に高知県と産業振興包括協定を締結し、「高知県産業振興計画」の推進に積極的に協力してまいりました。
 政府の掲げる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、各地方公共団体は「地方版総合戦略」の策定が求められています。当行では各地方公共団体の担当営業店長を対応責任者に任命し、「地方創生推進デスク」および「四銀地域経済研究所」をはじめとする関連会社と連携しながら、各地方公共団体の「地方版総合戦略」の策定・推進に積極的に協力してまいります。



■ 高知県内6市と「産業振興包括協定」を締結（平成26年度）

平成26年6月に須崎市、7月に宿毛市、四万十市、9月に土佐市、10月に室戸市、11月に安芸市と「業務連携・協力に関する協定」を締結いたしました。
 当行は、地域経済の発展に貢献し、地域と共に発展することを目指しております。地域金融機関として本協定をもとに、更に関係を強固なものとし、地域の産業振興に貢献できるよう積極的に取り組んでまいります。

<締結日>



須崎市（平成26年6月10日）



宿毛市（平成26年7月14日）



四万十市（平成26年7月24日）



土佐市（平成26年9月24日）



室戸市（平成26年10月2日）



安芸市（平成26年11月18日）

<協力予定事業>

- | | |
|-----------|-------------------|
| ①観光推進事業 | ②外商関連事業 |
| ③農林水産関連事業 | ④企業誘致推進事業 |
| ⑤商業振興事業 | ⑥その他各市の産業振興に関する事業 |

■ 高知県産業振興計画との連携強化

高知県との主な連携・協力事例(平成26年度)

- ・高知家漫画家大会議への協力
- ・「高知家」まるごと東部博への協力
- ・高知県農業振興センターと連携協定締結
- ・台湾インバウンド商談会での連携
- ・高知県のキャンペーン「高知家」への協力
- ・「ものづくり総合技術展」の後援、企画準備等支援
- ・ソーシャルゲーム企画コンテストによる産業育成支援
- ・成長分野育成支援事業への協力、新規事業化支援
- ・農業、6次産業化支援
- ・産業振興基金、農商工連携基金事業への協力
- ・防災関連産業の振興支援
- ・観光キャンペーン「リョーマの休日」への協力
- ・戦略産業雇用創造プロジェクトへの参画
- ・高知県海外ビジネス支援機関協議会への参画
- ・移住推進協議会民間サポート部会への参画
- ・<四銀>経営トップセミナー(女性が活躍できる組織の創り方)の共催 ほか

～「高知家」キャンペーンへの協力を宣言しました～



「高知家」3rdシーズン



尾崎正直 高知県知事と野村頌取の共同記者会見

高知県産業振興計画支援件数(平成26年度)

133件

■ 地産外商・販路拡大支援

高知県内事業者の地産外商、販路拡大を支援するため、高知県と連携し、平成27年2月に東京ビッグサイトにおいて開催された、スーパーを中心とする量販店や卸売業者を対象とする「スーパーマーケット・トレードショー2015」に参加(高知県ブースには50事業者が出展)いたしました。また、同年3月には、幕張メッセで開催された、アジア最大級の国際食品・飲料専門展示会である「FOODEX JAPAN2015」に参加(高知県ブースには33事業者が出展)いたしました。

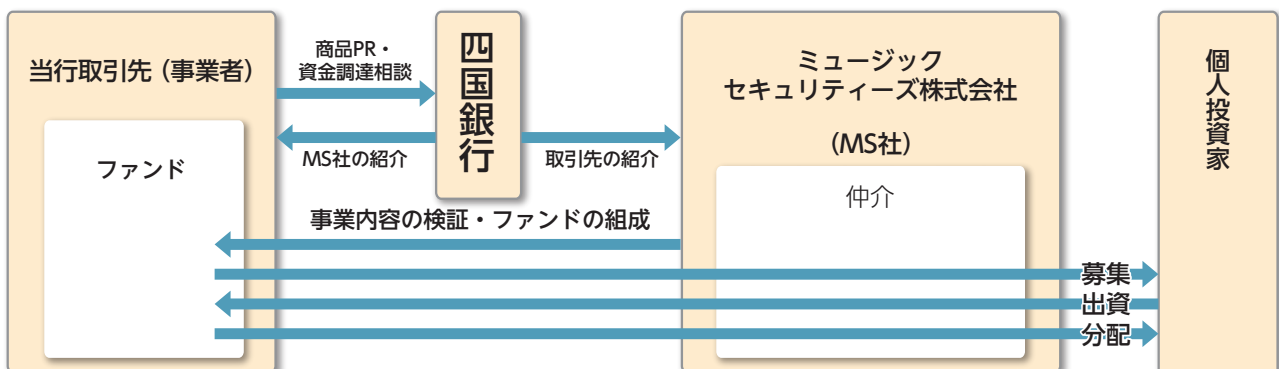
当行は地域経済の活性化のため、お客さまの販路拡大や、高知県のPRに積極的に取り組むとともに、成長戦略等の各種施策、地域アクションプランの支援を通じ、高知県産業振興計画の推進を後押ししております。



■ 「地域おこし」の取組み

当行は、ファンド事業を運営するミュージックセキュリティーズ株式会社(平成25年9月に業務提携契約を締結)と協働で、「地域おこし」に取り組んでおります。インターネットを通じて全国の個人投資家から小口の出資を募る仕組み、いわゆるクラウドファンディングを活用した「商品プロモーション」や「資金調達」手法のご紹介を通じ、お客さまの事業の成長を後押ししております。

【仕組み】



地域や利用者の皆さまに対する積極的な情報発信

地域密着型金融の取組み状況や、当行に期待される長期的・安定的な金融仲介機能、コンサルティング機能の提供について、ホームページ等の活用により、積極的に情報発信しております。

ホームページ

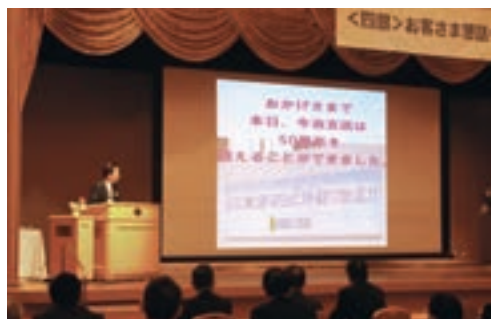


ディスクロージャー誌・ミニディスクロージャー誌



お客さま懇話会による情報発信

平成26年度は、各地区で3回の「お客さま懇話会」を開催。延べ270名以上のお客さまにご参加いただき、当行の歴史や現状とあわせて、地域密着型金融の取組み事例について、野村頭取から説明を行いました。



年間ディスクロージャー予定表

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---------------|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 決算発表 | | ● | | | ● | | | ● | | | ● | |
| 有価証券(四半期)報告書 | | ● | | | | ● | | ● | | | ● | |
| ディスクロージャー誌 | ● | | | | | | ● | | | | | |
| ミニディスクロージャー誌 | | | | | | ● | | | | | | ● |
| Annual Report | | | | | | | | | ● | | | |
| ニュース・リリース | ←————→ | | | | | | | | | | | |

当行のホームページ上でご覧いただけます。

環境への取組み

環境問題への取組みを重要な経営課題と位置付け、本店および本店別館においてISO14001の認証を取得のうえ、省エネ・省資源、森林保全活動や環境関連商品の開発など積極的に環境保全活動に取り組んでいます。今後も市民の方々と行政、NPOとのコミュニケーションを深め、地域の一員として皆さまとともに環境保全活動を推進してまいります。

環境方針

四国銀行は、豊かな自然に恵まれた四国を基盤とする地方銀行として、環境問題への取組みを社会的責務と認識し、かけがえない環境を未来に引き継ぐために、積極的に環境保全活動に取り組めます。

1. 環境負荷の低減

省エネルギー、省資源、グリーン購入に取り組む、環境への負荷低減に努めます。

2. 地域への貢献

環境保全に役立つ金融商品およびサービスの開発・提供と環境保全活動に取り組む、地域への貢献に努めます。

3. 目的・目標の設定と継続的改善

環境目的・目標を定めて計画的に行動するとともに、環境マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的に改善します。

4. 環境関連法規等の遵守

法律を守ることはもとより当行が同意する公的機関・業界等の指針および行動規範に応え、環境汚染の予防に努めます。

5. 周知徹底

環境方針を全従業員に周知徹底し、一人ひとりが環境保全に配慮して行動します。

6. 環境方針の公開

この環境方針は内外に公表します。

環境に配慮した店舗づくり

よさこい咲都、福井、桂浜通、田野、徳島西、鳴門、今治、大津の8店舗に太陽光発電装置を設置、いずれの店舗でも電力使用量の5～10%程度を賅っています。また、よさこい咲都支店では、床材に高知県産の間伐材を使用しています。



環境配慮型商品の提供

環境応援融資「絆の森エコローン」

環境に配慮した事業活動を行っている企業、環境事業にこれから取り組もうとされている企業を応援し、融資金利を当行所定金利より優遇します。

環境応援私募債「絆の森エコ債」

「環境に配慮し社会的責任を果たす企業」に対して、その取組みを適切に評価し、インセンティブとして通常より有利な条件（適債基準の緩和、クーポン・手数料の優遇）で提供します。

エコ住宅ローン

太陽光発電、電化住宅、省エネガス等の設備のある住宅の購入等にサービス金利を適用します。

高知県産材住宅ローン

高知県産材を50%以上使用する住宅に対し、貸出金利をサービスすることにより高知県産材の普及に貢献します。

森林保全活動

高知県は森林が県土の84%を占める全国一の森林県です。この貴重な森林を守るためにさまざまな活動を行っています。



「協働の森事業」への参加

高知県、高知市と「協働の森事業」パートナーズ協定を締結、高知市鏡柿ノ又の市有林を「未来を鏡に～四銀絆の森」と名付け、行員、家族が高知市の職員の方々が結成したNPO「こうち森林救援隊」と協働で間伐ボランティア活動を行っています。



「四銀絆の森」交流会

「四銀絆の森」に毎年小学生や保護者を招待し交流会を開催しています。交流会では植樹、間伐見学、木工教室などを実施し、森林の大切さを学んでいます。



里山保全活動

森林保全活動の一環として、里山および周辺の整備や清掃をNPOと協働で行っています。

平成26年度は、高知市主催の筆山公園の整備活動に参加し、草刈や桜の木への施肥を行いました。



浦戸湾・七河川一斉清掃活動への参加

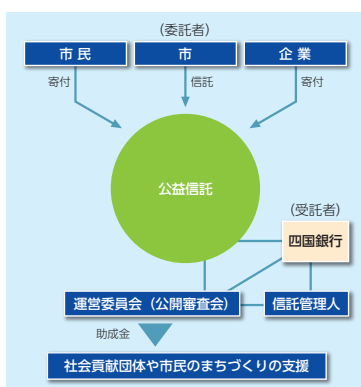
高知市にある大きな7つの河川すべてが、高知の海の玄関である浦戸湾に流れ込んでいます。この浦戸湾・七河川の環境保全・清流保全のための清掃に毎年約1万人の市民が参加しています。当行も平成19年以降毎年協力しており、平成26年も約140名の役職員がこの活動に参加しました。



当行では地域金融機関として、地域密着の経営方針のもと、県・市町村などの地方公共団体や地域社会と連携をはかり、明るく暮らしやすい地域社会づくりに協力しています。また、幅広い教育活動を通じて、将来の地域社会を担う「人財」の育成をお手伝いしています。豊かな地域社会づくりのために積極的に協力し、今後も地域とともに歩んでまいります。

公益信託高知市まちづくりファンドの助成事業実施

公益信託高知市まちづくりファンドは、平成15年に高知市が3千万円、平成18年に(財)民間都市開発推進機構が1千万円(ハード整備コース)を出捐し設定され、さらに平成24年には高知市から3千万円の追加出捐を受け、当行が受託者として管理・運営を引き受けています。ファンド運営事務は、高知市市民活動サポートセンターと連携して行うこととしており、平成26年度は12団体に340万円を助成しました。当行は「高知市民の自主的なまちづくり活動を支援する」という信託設定の趣旨に沿って助成事業を行います。



「夏休み子ども教室」の開催

平成26年8月、小学生を対象にした「夏休み子ども教室」を開催しました。20日にはお金の大切さや金融の仕組みを理解してもらう「お金のセミナー」を、22日には「ものづくり」を担う人材の育成を目的に「科学教室」を開催しました。

「お金のセミナー」には、40名の小学生が参加し、「お金の大切さ」や「金融」について学習するとともに、様々な銀行業務を体験しました。「科学教室」には57名の小学生が参加し、「世界にひとつだけのAMラジオをつくろう!」と題して、AMラジオを作成しました。



四国銀行福祉基金による助成活動

創業百周年を記念して設立した(財)四国銀行福祉基金を通じて毎年、県下の心身障がい者(児)、難病者、高齢者などの社会福祉施設、団体に対し援助、助成を行っています。平成27年3月に行われた助成が36回目となり、高知県より同基金の青木理事長に感謝状が贈られました。



「エコノミクス甲子園」高知大会開催

クイズを通じて金融経済の知識の重要性を高校生に知ってもらうために、平成25年12月からNPO法人金融知力普及協会と共催で「エコノミクス甲子園」の高知大会を開催しています。平成26年11月に開催したエコノミクス甲子園高知大会には、高校生6組12名が参加しました。



主要な業務の内容

四国銀行の主要な業務をご紹介します。

| | |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 預金業務 | 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金 定期預金、定期積金、外貨預金 譲渡性預金等 |
| 融資業務 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業所のお客さま向け融資 手形貸付、証書貸付および当座貸越 手形の割引 ●個人のお客さま向け融資 住宅ローン、教育ローン、マイカーローン カードローン等 |
| 内国為替業務 | 送金、代金取立等 |
| 外国為替業務 | 輸出、輸入および外国送金その他、外国為替に関する各種業務 |
| 有価証券投資業務 | 国債、地方債、社債、株式等への投資 |
| 社債受託および発行・支払代理人業務 | 社債の受託業務、公共債の募集受託および発行・支払代理人業務 |
| 代理業務 | 日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店および国債代理店 地方公共団体の公金取扱 信託銀行信託代理店 住宅金融支援機構代理店 福祉医療機構代理店 |
| 附帯業務 | 保護預りおよび貸金庫業務 債務の保証(支払承諾) クレジットカード業務 金の売買 国債等公共債および投資信託の窓口販売 金融商品仲介業務 損害保険および生命保険の窓口販売 M&A業務 確定拠出年金の運営管理業務 |



よさこい咲都支店

個人のお客さま向け商品・サービス

●貯蓄性商品

- ◆総合口座[スーパーコンビ]
- ◆貯蓄預金
- ◆定期預金
- ◆退職金お預り専用定期預金
[ハッピープラススペシャル]
- ◆積立定期預金「あゆみ」
- ◆教育積立定期預金「エール」
- ◆定期積金
- ◆財形預金

●資産運用商品

- ◆資産運用プラン
[ハッピーセレクト]
- ◆外貨預金
- ◆外貨積立
- ◆国債
- ◆投資信託
- ◆積立投信
- ◆個人年金保険
- ◆終身保険

●その他金融商品

- ◆学資保険
- ◆医療保険
- ◆がん保険

ハッピープラススペシャル

退職金をお預けいただく場合、6カ月もの定期預金店頭表示金利に0.5%上乗せした金利でお預け入れいただけます。また、あわせて年金の受取口座をご指定またはご予約いただくと、さらに0.5%上乗せいたします。



ライフイベントに備える商品が充実しています

四国銀行では、お客さまのライフプランに応じて、コツコツと資産形成できるさまざまな商品を揃えています。

積立定期預金「あゆみ」

お預け入れ額は1,000円から。「自由型」「目標型」「年金型」から自分にあった積立が選べます。

教育積立定期預金「エール」

口座開設からの経過期間と残高に応じて、上乗せ金利がステップアップ(※)します。 ※ 最大0.3%上乗せ(税引前)

学資保険

お子さまの教育資金準備にご利用いただけます。

積立投信・外貨積立

投資信託や外貨を毎月少額から購入(時間分散)することで、リスクを軽減しながら資産づくりが行えます。

●各種ローン

- ◆住宅ローン
- ◆リフォームローン
- ◆マイカーローン
- ◆教育ローン
- ◆カードローン

住宅ローン

主な住宅ローンラインアップ



四国銀行の住宅ローンは、豊富なラインアップでマイホームの夢を応援します。

エコ住宅ローン

エコ住宅で金利をサービスします。

- ◆エコ住宅ローン
- ◆高知県産材住宅ローン

特約付住宅ローン

大切なご家族のために、もしもの時も安心。

- ◆がん保障特約付住宅ローン
- ◆3大疾病保障特約付住宅ローン
- ◆8疾病保障特約付住宅ローン

●便利なサービス

- ◆インターネットバンキング
- ◆コンビニATM
- ◆ペイジー口座振替受付サービス

●その他サービス

- ◆フォーシーカード
- ◆宝くじサービス
- ◆ICキャッシュカード
- ◆貸金庫
- ◆外貨両替・外国送金

フォーシーカード

セキュリティの高いICキャッシュカード・ICクレジットカード機能を搭載したカードです。四国銀行のATMが時間外手数料無料でご利用いただけます。



法人のお客さま向け商品・サービス

●設備資金・運転資金の調達

- ◆成長分野応援融資「未来ファンド」
- ◆高知家雇用応援融資
- ◆環境応援融資「絆の森エコローン」
- ◆環境応援私募債「絆の森エコ債」
- ◆節電対策融資
- ◆防災対策融資
- ◆防災対策私募債
- ◆農業応援融資「陸援隊」
- ◆機械担保ローン
- ◆シンジケートローン

環境保全に取り組む企業を応援しています

絆の森エコローン

環境認証等を取得している企業の運転資金や、環境関連投資に関する設備資金融資について、当行所定金利よりも最大1%優遇する融資制度です。



絆の森エコ債

環境認証等を取得しており、かつ所定の適債基準を充足しているお客さまに、通常よりもクーポン・手数料を優遇する「環境私募債」制度です。

●海外との取引のために

■国際業務

- ◆輸出・輸入
- ◆外貨両替
- ◆外国送金
- ◆外貨預金、外貨融資
- ◆先物為替予約、クーポンスワップ

■貿易・海外進出相談

- ◆輸出・輸入手続のご相談
- ◆海外進出のご相談
- ◆海外企業の信用調査、海外投資環境の調査
- ◆販路拡大・商品調達に関するご相談
- ◆海外(主に中国)の法務・財務等の調査

●経営・営業面のサポート

■営業・社内体制サポート

- ◆経営相談
- ◆財務診断サービス

■事務の合理化サポート

- ◆法人・個人事業主さま向けインターネットバンキング「ビジネスダイレクト」
- ◆でんさいネット
- ◆パソコンサービス・ファームバンキング
- ◆一括ファクタリングサービス

■信託業務

■業務斡旋(ビジネスマッチング)

■M&A・事業承継サポート

■医療機関・介護事業所経営サポート

■アグリビジネスサポート

■製造業サポート

■確定拠出年金導入のご相談

■産学官連携

■法人向け保険

登録金融機関業務

●公共債の窓口販売

- ◆個人向け国債や利付国債の募集・販売を行っています。

●投資信託の窓口販売

- ◆株式や債券、REITなどに投資する投資信託を取り扱っています。
- ◆お客さまのご要望にお応えするため、窓口では45本、インターネット専用で13本の商品を取り揃えています。
- ◆NISA(少額投資非課税制度)のお申込・ご利用も受け付けています。

●金融商品仲介業務

- ◆外国債券や仕組債などのお申込を委託証券会社に取り次ぐ業務を行っています。
- ◆委託証券会社は、SMBC日興証券と大和証券の2社となっています。

●その他

- ◆ディーリング業務
- ◆社債の受託(管理)業務

国際業務

- 外国為替取扱店106カ店(うち外貨両替取扱店7カ店)

●貿易

- ◆輸出
 - 輸出信用状の通知、輸出手形の買取・取立などをお取り扱いしています。
- ◆輸入
 - 輸入信用状の発行、輸入手形の決済、輸入ユーザンなどをお取り扱いしています。

●両替

- ◆外国通貨
 - 海外旅行などで必要な外国通貨の両替を7カ店でお取り扱いしています。また、外貨宅配サービスもお取り扱いしています。

●外国送金

- ◆送金小切手(DD)
- ◆電信送金(TT)
- ◆外貨建小切手の取立・買取、また海外からのご送金の受取などをご利用いただけます。

●資本取引

- ◆外貨預金
 - 米ドル建、ユーロ建または豪ドル建による預金です。
 - 外貨普通預金と外貨定期預金をお取り扱いしています。
- ◆外貨融資(インパクトローン)
 - 米ドル建、ユーロ建等主要通貨によるご融資です。資金調達の多様化が図られ、また為替リスクヘッジなどにもご利用いただけます。先物為替予約を締結すれば実質円金利を確定することができます。

●保証

- ◆スタンドバイクレジット、入札保証、契約履行保証、前受金返還保証、荷物引取保証、関税支払保証などをお取り扱いしています。

●先物為替予約、クーポンスワップ

- ◆先物相場の為替予約をお取り扱いしています。
- ◆クーポンスワップを利用して輸出取引および輸入取引における為替リスクを軽減することが可能です。

●その他

- ◆海外情報、市場調査
- ◆現地金融
- ◆海外投融資

信託業務

●信託代理店業務

- ◆年金信託
 - 企業が従業員の福利厚生の実現のために行う企業年金制度の設計・管理・運用等をお手伝いします。
- ◆土地信託
 - 土地の有効活用を図るため、所有者の方に代わって土地の有効活用の企画立案、建築資金の調達、建物の建築および完成した建物の管理・運営を行います。
- ◆特定金銭信託
 - 有価証券投資を通じて、投資家の皆さまの手元資金の効率運用および事務管理をお手伝いします。

※代理店契約先：みずほ信託銀行、三菱UFJ信託銀行

●相続関連業務

- ◆遺言信託
 - 遺言書の作成および保管、遺言の執行を行います。
- ◆遺産整理業務
 - 相続財産の調査、財産目録および遺産分割協議書の作成、遺産分割の手続きを行います。
- ◆財産承継プランニング
 - 現状におけるお客さまの財産評価などに基づく現状分析を行い、スムーズな財産承継を行うための準備や対策のプランニングを行います。

※当行がお客さまの相続関連ニーズをお伺いし、提携信託会社に取次ぎします。

●当行本体での信託業務

- ◆公益信託
 - 皆さまの大切な財産を社会のために役立てるお手伝いをします。お預りした財産を安全・確実に管理運用し、その公益活動の目的に応じて金銭を助成・給付していきます。
- ◆特定贈与信託
 - 特定障害者の方の生活安定をお手伝いします。ご親族や篤志家の方からお預りした財産を安全・確実に管理運用して、特定障害者の方の生活費や医療費として定期的に金銭を交付します。
 - 特別障害者の方は6千万円を限度に、それ以外の特定障害者の方は3千万円を限度に贈与税が非課税となります。

| | 取扱店舗 |
|-------------|----------------------------------|
| ●信託契約代理業務 | 本店営業部、木屋橋支店、徳島営業部、高松支店、松山支店、神戸支店 |
| ●当行本体での信託業務 | 全店(出張所は除く) |
| ●相続関連業務 | 全店 |

利便性向上への取組み、チャネルの充実

●資産運用相談プラザ

資産運用について詳しく知りたいというお客さまのご要望にしっかりとお応えするために、相談プラザを開設しております。金曜日は午後7時まで、また日曜日も営業しています。

資産運用相談プラザ

高知市新本町1丁目2-3
よさこい咲都支店内
088-824-4592

資産運用相談プラザの営業時間

月～木 9:00～15:00
金 9:00～19:00
日 10:00～16:00

営業内容

- ◆資産運用のご相談
- ◆各種金融商品の販売
- ◆各種セミナーの開催



●ローンプラザ

住宅ローン・住宅金融支援機構・リフォームローンのお申込や、ご相談に加えて、個人ローン全般のご相談をお受けします。

ローンプラザ

高知市堺町1-6
四国銀行本店別館2F
088-871-2423

ローンプラザの営業時間

月～金 9:00～16:00
日 10:00～16:00

営業内容

- ◆住宅ローン・住宅金融支援機構・リフォームローンなどの住宅に関するご相談・ご融資。
- ◆教育ローン・マイカーローン・カードローンなどのご相談。
- ◆フォーシーカードのお申込。
- ◆その他、ライフプランづくりのご相談全般。



●インターネット専用支店「龍馬支店」

平成25年11月18日に、当行初の店舗・窓口を持たないインターネット専用支店「龍馬支店」を開設しました。インターネットを通じたお取引により、当行店舗にご来店いただくことなく預金口座が開設でき、様々な当行のサービスを24時間、便利にご利用いただけます。また専用ホームページ、Facebook、Twitterを通じて、高知県の魅力や坂本龍馬に関する情報を発信しているほか、平成27年3月から高知県特産品を景品とした「龍馬おすそわけ定期預金」を期間限定で取扱っています。



●ATMの充実

◆営業時間の拡大

高知県・徳島県内の当行ATMが、原則、平日・土曜・日曜・祝日 全て8時～21時までご利用いただけるようになりました。

※一部、設置先の営業時間等により、営業時間が異なるATMがあります。詳しくは、当行ホームページをご覧ください。

◆コンビニATM

<提携先> (株)イーネット、(株)ローソン・エイティエム・ネットワークス、(株)セブン銀行、(株)ゼロネットワークス
高知県内では、ファミリーマート、ローソン、セブンイレブン、サークルK・サンクスに設置されているATM、および全国の提携コンビニATMでご利用いただけます。

◆各種手数料無料化

当行のATMで当行のキャッシュカードを利用したお振込のうち、個人のお客さまが当行本支店間のお振込を利用された場合の振込手数料を無料としています。また、〈四銀〉フォーシーカードを利用した当行ATMでのお引き出しにつきましては、時間外手数料を無料としています。

◆四国4行ATM相互無料開放

当行のキャッシュカードをお持ちのお客さまが、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行のATMを利用される場合は「他行ATM利用手数料」が無料でご利用いただけます。

◆ATM宝くじサービス

当行のキャッシュカードやフォーシーカードを使用して、ATMで「ロト」「ナンバーズ」などの数字選択式宝くじが購入できる便利なサービスです。当せんの場合は当せん金がお客さまの口座に自動的に振り込まれます。

●ホームページ

<http://www.shikokubank.co.jp/>

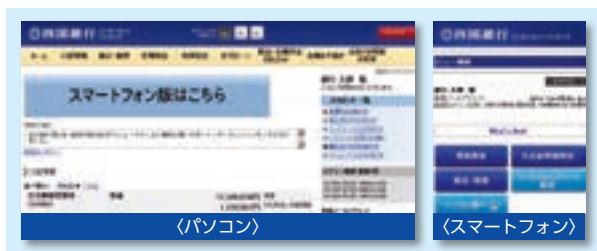
インターネットホームページでは、個人向け・事業所向けインターネットバンキングをご利用いただけるほか、お客さまや投資家の皆さまに下記のような情報を発信しています。

- ◆経営内容のディスクロージャー
- ◆商品・サービスのご案内
- ◆ニュースリリース
- ◆店舗・ATM案内
- ◆採用のご案内ほか



●個人向けインターネットバンキング・モバイルバンキング

ご自宅のパソコンや携帯電話・スマートフォンを使って、残高照会やお振込みなどのお取引が可能です。インターネットバンキングでは定期預金・投資信託・外貨預金や住宅ローンなどの取引機能がますます充実し、さらに便利にご利用いただけます。「ワンタイムパスワード」などセキュリティ強化にも引き続き取り組んでいます。



●事業所向けインターネットバンキング「ビジネスダイレクト」

パソコンや携帯電話を通じて残高照会、振込、代金回収、手形に替わる新たな決済手段である「でんさいネット」などのサービスをご利用いただけます。

また「外為Webサービス」では、外国送金、輸入信用状開設もご利用いただけます。

「電子証明書」「ワンタイムパスワード」などの複数の機能によりセキュリティ面も強化しています。

●パソコンサービス

パソコンやファームバンキング専用端末・ソフトでご利用いただく「パソコンサービス」も提供しています。

- ◆ファームバンキング
- ◆オンラインデータ伝送サービス
- ◆代金回収サービス

●その他サービス

◆Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス

携帯電話会社やクレジットカード会社などの口座振替のお手続きをキャッシュカードを利用して簡単に行えます。



◆デビットカード(J-Debit)

四国銀行のキャッシュカード(またはフォーシーカード)を使用して、お買い物や飲食代金を即時に支払うことができます。全国の「J-Debit」マークのある加盟店でご利用いただけます。



- ◆貸金庫(一部未設置の店舗があります。)
- ◆夜間金庫(一部未設置の店舗があります。)



四国中央支店

お客さまに安心してご利用いただくための取組み

当行では、「Just Like Family!」を掲げ、地域のお客さまに安心してご利用いただける金融機関を目指し、さまざまなバリアフリー化に取り組んでいます。

●電子記帳台の導入

平成27年2月に新築オープンした大津支店に、四国内の金融機関で初めて導入しました。

大きな文字で分かりやすくレイアウトされているタッチパネルを操作することで、記入もれのない伝票が作成され、書き直しや追記入等のご負担を軽減することができます。



●ATMコーナーおよび窓口への「杖ホルダー」の設置



●コミュニケーションボードの設置



●視覚障がい者対応ATMの設置 (平成27年6月末現在：183カ所267台)

●点字預金(普通預金・定期預金)の取扱い

点字による取引明細、残高通知、満期案内を作成し、ご提供しています。

●認知症サポーターの養成

認知症に対する正しい知識を身に付け、窓口などでお客さまへ適切な対応を行うとともに、認知症の方やそのご家族が安心して生活できる地域づくりに貢献するため、認知症サポーターの養成を進めています。

(平成27年3月末現在：947名)



●助聴器の設置



●補助犬の受入れ



●窓口振込手数料の引き下げ

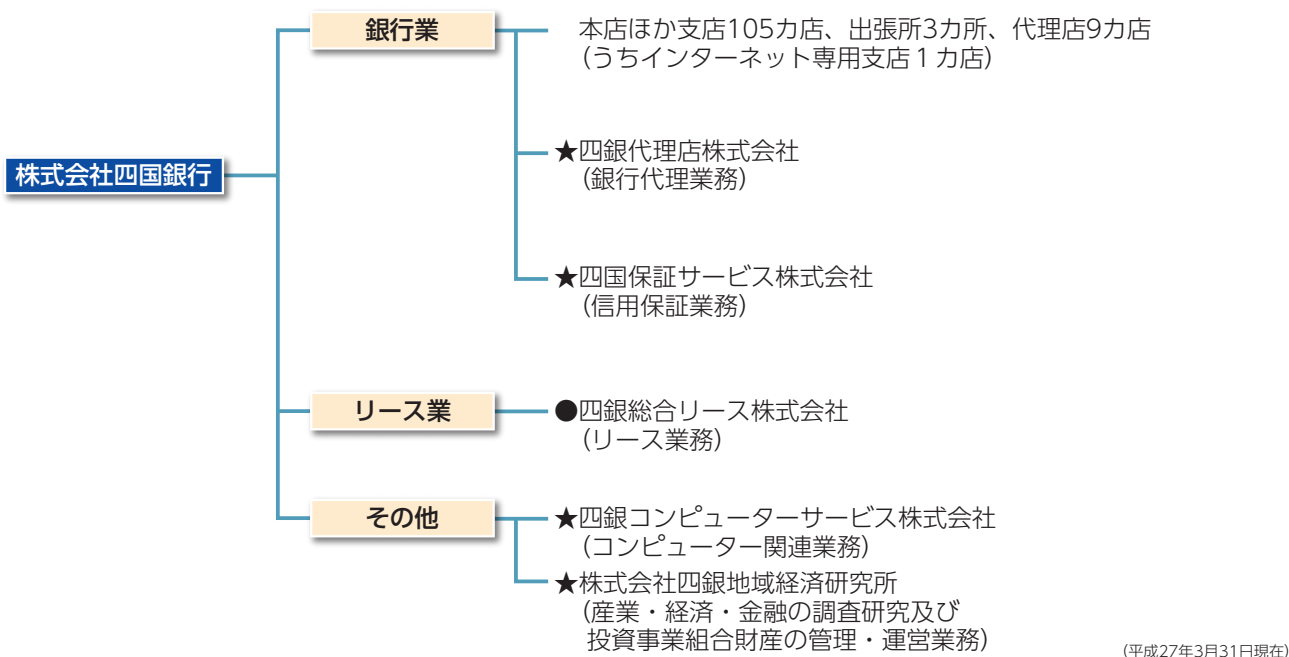
視覚障がいをお持ちのお客さまの窓口振込手数料を、当行キャッシュカードを利用しATMでお振り込みを行った場合の手数料と同額にてお取扱いしています。

四国銀行グループ

1. 主要な事業の内容

当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、当行、子会社5社(うち非連結1社)及び関連会社1社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスを提供しております。

2. 当行グループの事業系統図(★は連結子会社、●は持分法適用関連会社)



3. 子会社等の内容

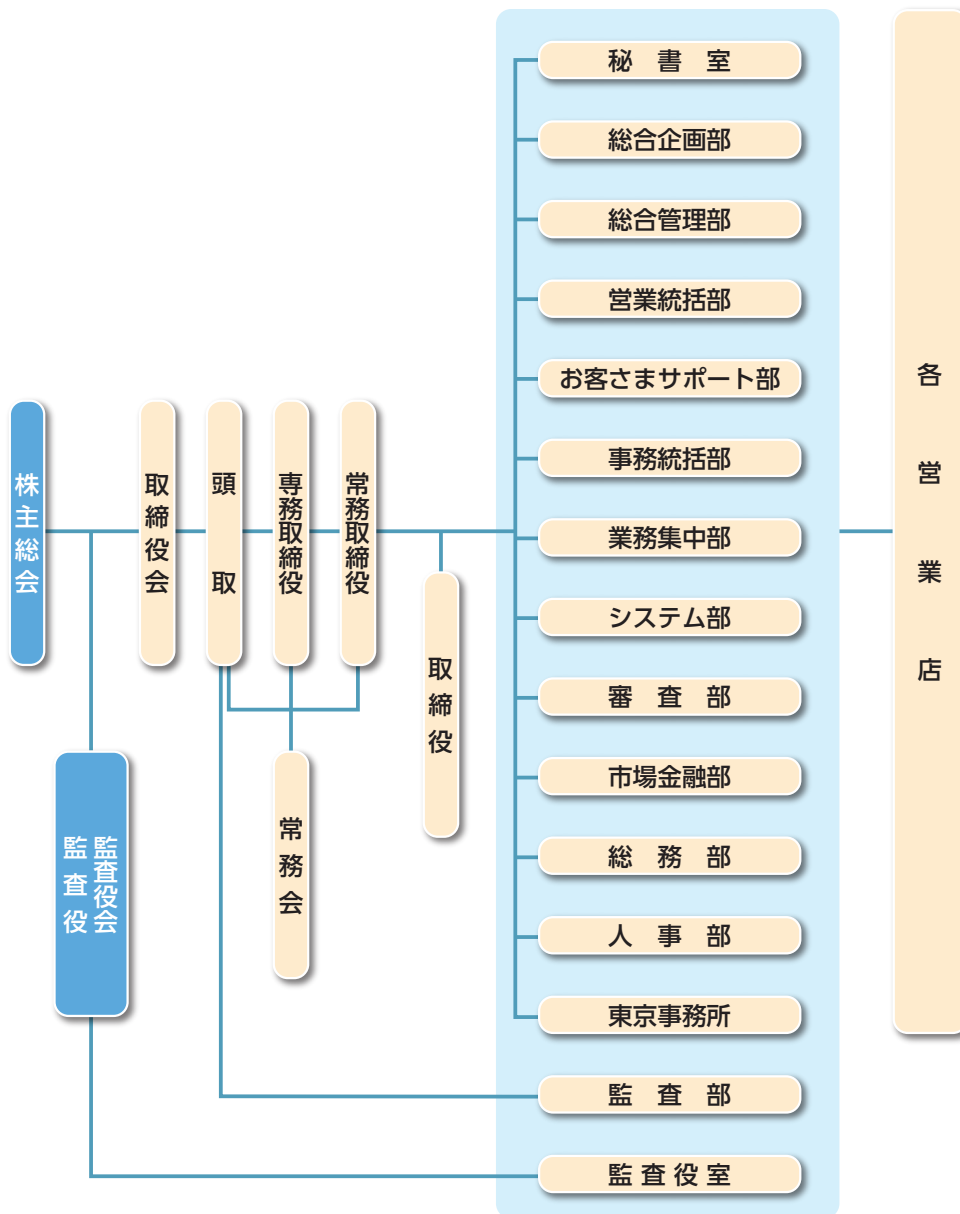
(金額単位：百万円)

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金 | 当行の議決権の所有割合 | 他子会社等の議決権の所有割合 |
|------------------|----------------------------------|---------------------------------|------------|-----|-------------|-----------------------------------------------------------|
| 四銀代理店(株) | 高知市南はりまや町一丁目1番1号 088-871-2251 | 銀行代理業務 | 平成22年8月11日 | 20 | 100.0% | — |
| 四国保証サービス(株) | 高知市菜園場町1番21号 088-885-5300 | 信用保証業務 | 昭和51年8月13日 | 50 | 5.3% | 四銀総合リース(株) 28.3% |
| 四銀コンピューターサービス(株) | 高知県南国市蛸が丘2丁目1番地 088-862-0520 | コンピューター関連業務 | 平成 2年7月 5日 | 20 | 5.0% | 四銀総合リース(株) 40.0% 四国保証サービス(株) 35.0% 株四銀地域経済研究所 20.0% |
| 株四銀地域経済研究所 | 高知市菜園場町1番21号 088-883-1152 | 産業・経済・金融の調査研究及び投資事業組合財産の管理・運営業務 | 平成 3年5月15日 | 10 | 5.0% | 四銀総合リース(株) 47.5% 四国保証サービス(株) 47.5% |
| 四銀総合リース(株) | 高知市菜園場町1番21号 088-884-5171 | リース業務 | 昭和49年2月 8日 | 50 | 6.3% | — |

(注) 非連結の子会社1社は上記事業系統図に含めておりません。

(平成27年3月31日現在)

組織図



(平成27年6月26日現在)

役員一覧

取締役頭取 野村直史
 専務取締役 山元文明
 常務取締役 高瀬久志
 常務取締役 高橋重一
 常務取締役 西川昭寛
 取締役徳島営業本部長 原浩一郎
 取締役本店営業本部長 大田良継
 取締役神戸支店長 熊沢慎一郎
 取締役人事部長 五百蔵誠一

取締役 溝渕悦子
 取締役 尾崎嘉則
 常勤監査役 安岡正則
 常勤監査役 北村裕
 監査役 田中章夫
 監査役 川添博
 監査役 濱田正博

(注) 取締役溝渕悦子及び尾崎嘉則は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 監査役田中章夫、川添博及び濱田正博は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(平成27年6月26日現在)

沿革

明治

- 11年 10月 創業(第37国立銀行設立)
- 11月 第127国立銀行設立
- 29年 2月 第37国立銀行、高知第37国立銀行と改称
- 9月 高知第37国立銀行、第127国立銀行合併
高知第37国立銀行(資本金40万円)
- 30年 3月 (株)高知銀行として営業を継続(資本金80万円)
- 43年 4月 (株)土佐銀行と交代して高知市金庫取扱開始

大正

- 4年 3月 高知県金庫取扱開始
- 5年 5月 本店を現在地に新築移転
- 8年 2月 (株)土佐貯金銀行を合併(資本金300万円)
- 12年 11月 (株)土佐銀行を合併、商号を株式会社四国銀行と改称
(資本金1,080万円)
- 15年 6月 (株)関西銀行を合併(資本金1,200万円)
関西銀行本店を四国銀行徳島支店とする
その他徳島県店舗21カ所他を継承

昭和

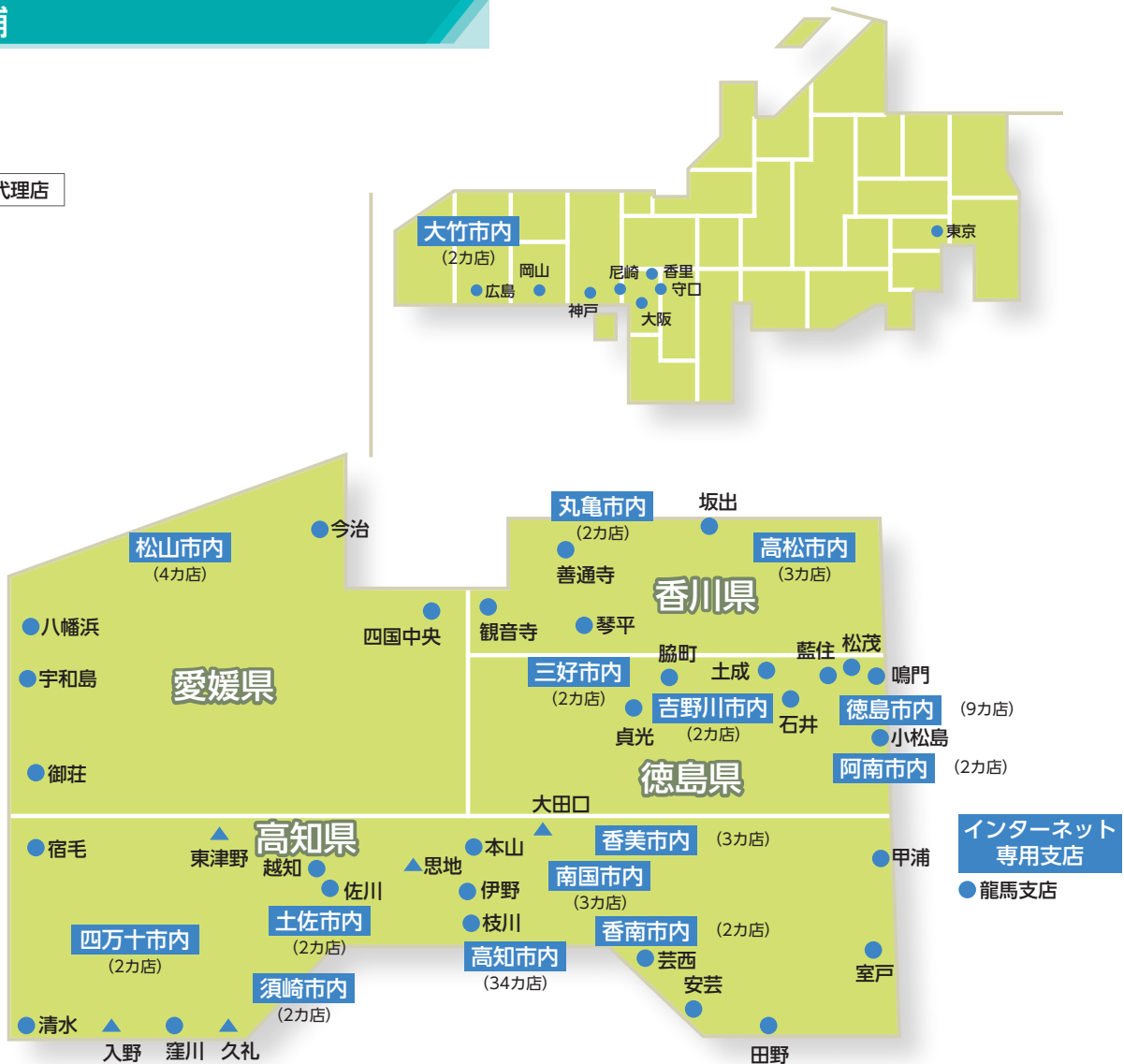
- 5年 3月 (株)高陽銀行を合併(資本金1,229万5千円)
- 19年 9月 (株)土豫銀行を買収
- 20年 4月 (株)土佐貯蓄銀行を合併(資本金1,275万円)
- 25年 2月 高知信用組合の営業譲受
- 27年 9月 総預金残高100億円を突破
- 34年 10月 外貨両替業務開始
- 35年 6月 乙種外国為替銀行業務開始
- 38年 4月 本店竣工(現在地)
- 40年 10月 総預金残高1,000億円を突破
- 46年 10月 電子計算機始動
- 48年 4月 東京、大阪両証券取引所市場第2部上場
- 49年 2月 東京、大阪両証券取引所市場第1部上場
- 4月 オンラインスタート
- 50年 9月 総預金残高5,000億円突破
- 52年 1月 海外コルレス業務開始
- 53年 10月 創業100周年を迎える(資本金63億円)
- 57年 8月 海外コルレス包括承認取得
- 9月 総預金残高1兆円突破
- 59年 10月 資本金84億円
- 60年 6月 ディーリング業務開始
- 61年 8月 高知ネットサービス(CD地域提携)スタート
- 63年 10月 創業110周年を迎える

平成

- 元年 12月 資本金150億円
- 2年 1月 「第3次オンラインシステム」稼働
- 12月 サンデーバンキング開始
- 6年 1月 信託代理業務開始
- 11月 総預金残高2兆円突破
- 7年 4月 信託業務開始
- 12月 資本金250億円
- 8年 8月 ローン・センター設置
- 9年 2月 インターネット・ホームページ開設
- 6月 南国事務センター竣工
- 10年 10月 創業120周年を迎える
- 12月 証券投資信託の窓口販売業務開始
- 11年 3月 テレマーケティング開始
- 8月 ローンプラザ設置
- 13年 4月 損害保険窓口販売開始
- 5月 宝くじ(数字選択式)サービス開始
- 10月 ローンプラザ日曜営業開始
- 14年 8月 ISO14001認証取得
- 10月 生命保険窓口販売開始
- 16年 1月 ベンチャーファンド設立
- 18年 1月 インターネットバンキング(個人向け)
モバイルバンキング サービス開始
- 19年 6月 証券仲介業務開始
- 20年 6月 執行役員制度の導入
- 10月 創業130周年を迎える
コンビニATMサービスの開始
- 11月 四国の地銀4行によるATMの相互無料開放サービスの開始
- 23年 1月 基幹系システムをNTTデータ地銀共同センターへ移行
- 4月 四銀代理店(株)の業務開始
- 24年 9月 本部機能を一部南国事務センターへ移転(BCP対策)
- 25年 1月 四国中央支店の新設
- 4月 セブン銀行とのATM利用提携開始
- 7月 業務集中部新設
- 11月 インターネット専用支店「龍馬支店」新設

店舗

▲代理店



(平成27年6月30日現在)

- 高知市内**
 - 本店営業部
 - 高知市役所
 - 旭
 - イオン旭町(出)
 - 朝倉
 - 上町
 - 県庁
 - 帯屋町
 - よさこい咲都
 - 宝町
 - 中央
 - 万々
 - 福井
 - 木屋橋
 - 中央市場
 - 潮江
 - 潮江南
 - 三里
 - 桂浜通
 - 横浜ニュータウン(出)
 - 卸団地

- 神田
- 鴨田
- 秦泉寺
- 下知
- かづらしま
- 高須
- 大津
- 一宮
- 朝倉南
- 薊野
- 弘岡
- ローンプラザ
- ▲春野代理店
- 南国市内**
 - 南国
 - 南国南
 - 香長
- 香美市内**
 - 山田
 - ▲美良布代理店
 - ▲大板代理店

- 香南市内**
 - 野市
 - 赤岡
- 土佐市内**
 - 高岡
 - ▲宇佐代理店
- 須崎市内**
 - 須崎
 - 須崎東
- 四万十市内**
 - 中村
 - 中村駅前
- 徳島市内**
 - 徳島営業部
 - 徳島中央市場
 - 徳島中央
 - 徳島西
 - 国府
 - 清東

- 渭北
- 川内
- マリンピア
- 阿南市内**
 - 阿南
 - 羽ノ浦
- 吉野川市内**
 - 鴨島
 - 山川
- 三好市内**
 - 池田
 - 井川
- 高松市内**
 - 高松
 - 高松南
 - 伏石

- 丸亀市内**
 - 丸亀
 - 丸亀南
- 松山市内**
 - 松山
 - 松山南
 - 松山本町
 - 松山西
- 大竹市内**
 - 大竹
 - 大竹市役所(出)

店舗一覧

| 店舗名 | 住所 | 電話番号 |
|------------------------|-----------------|--------------|
| 高知市 | | |
| 本店営業部 | 南はりまや町1-1-1 | 088-823-2111 |
| 高知市役所支店 | 本町5-1-45 | 088-873-5820 |
| 旭支店 | 旭町2-51-3 | 088-822-5561 |
| イオン旭町出張所 | 旭町3-94 | 088-822-0411 |
| 朝倉支店 | 曙町2-3-5 | 088-844-1821 |
| 上町支店 | 上町1-4-13 | 088-823-3341 |
| 県庁支店 | 丸ノ内1-2-20 | 088-875-4461 |
| 帯屋町支店 | 帯屋町2-5-18 | 088-822-4414 |
| よさこい咲都支店 | 新本町1-2-3 | 088-822-5566 |
| 宝町支店 | 宝町9-1 | 088-823-4385 |
| 中央支店 | 帯屋町1-3-1 | 088-873-2161 |
| 万々支店 | 南万々6-9 | 088-875-5111 |
| 福井支店 | 福井町1202-1 | 088-825-0291 |
| 木屋橋支店 | 菜園場町1-21 | 088-883-1111 |
| 中央市場支店 | 弘化台12-12 | 088-882-3053 |
| 潮江支店 | 棧橋通1-1-1 | 088-831-2158 |
| 潮江南支店 | 棧橋通3-26-8 | 088-832-2121 |
| 三里支店 | 仁井田1612-23 | 088-847-1145 |
| 桂浜通支店 | 瀬戸西町3-12-1 | 088-842-2214 |
| 横浜ニュータウン出張所 | 横浜新町4-2401 | 088-841-0555 |
| 卸団地支店 | 南久保8-5 | 088-883-5171 |
| 神田支店 | 城山町52-3 | 088-832-1181 |
| 鴨田支店 | 鴨田2-19-8 | 088-840-1333 |
| 泰泉寺支店 | 愛宕町4-13-34 | 088-824-9171 |
| 下知支店 | 知寄町2-4-1 | 088-883-1181 |
| かづらしま支店 | 高須新町3-1-8 | 088-882-2666 |
| 高須支店 | 高須2-6-50 | 088-883-1311 |
| 大津支店 | 大津乙1011-1 | 088-866-4111 |
| 一宮支店 | 一宮南町1-15-21 | 088-845-3111 |
| 朝倉南支店 | 朝倉南町7-13 | 088-844-6301 |
| 薊野支店 | 薊野西町2-1-13 | 088-846-2251 |
| 春野代理店 | 春野町西分217-1 | 088-894-2361 |
| 弘岡支店 | 春野町弘岡中1786-2 | 088-894-2227 |
| ローンプラザ | 堺町1-6 | 088-871-2423 |
| 高知県<高知市外> | | |
| 伊野支店 | 吾川郡いの町3602-2 | 088-892-1155 |
| 枝川支店 | 吾川郡いの町枝川928-13 | 088-893-2120 |
| 思地代理店 | 吾川郡いの町上川甲3111-9 | 088-867-2824 |
| 須崎支店 | 須崎市西古市町3-7 | 0889-42-2300 |
| 久礼代理店 | 高岡郡土佐町久礼6179-4 | 0889-52-2611 |
| 須崎東支店 | 須崎市緑町8-2 | 0889-43-1255 |
| 東津野代理店 | 高岡郡津野町力石2878 | 0889-62-3118 |
| 窪川支店 | 高岡郡四万十町本町5-9 | 0880-22-1155 |
| 佐川支店 | 高岡郡佐川町甲1443 | 0889-22-1231 |
| 越知支店 | 高岡郡越知町越知甲1720 | 0889-26-1166 |
| 高岡支店 | 土佐市高岡町甲2045-1 | 088-852-2101 |

| 店舗名 | 住所 | 電話番号 |
|------------|----------------------|--------------|
| 宇佐代理店 | 土佐市宇佐町宇佐1804-3 | 088-856-1105 |
| 中村支店 | 四万十市中村一条通1-3 | 0880-34-3131 |
| 中村駅前支店 | 四万十市駅前町17-6 | 0880-34-6611 |
| 入野代理店 | 幡多郡黒潮町入野3324-10 | 0880-43-2121 |
| 清水支店 | 土佐清水市天神町2-5 | 0880-82-1245 |
| 宿毛支店 | 宿毛市駅前町1-1202 | 0880-63-1155 |
| 南国支店 | 南国市後免町144-2 | 088-863-2141 |
| 南国南支店 | 南国市大塚甲1437-2 | 088-864-1515 |
| 香長支店 | 南国市緑ヶ丘2-1702 | 088-865-5800 |
| 赤岡支店 | 香南市赤岡町769 | 0887-54-2101 |
| 野市支店 | 香南市野市町西野2050 | 0887-56-0131 |
| 山田支店 | 香美市土佐山田町東本町1-2-18 | 0887-53-3151 |
| 美良布代理店 | 香美市香北町美良布1102-9 | 0887-59-2305 |
| 大板代理店 | 香美市物部町大板1452-5 | 0887-58-3101 |
| 本山支店 | 長岡郡本山町本山749 | 0887-76-2011 |
| 大口代理店 | 長岡郡大豊町船戸61 | 0887-73-0036 |
| 安芸支店 | 安芸市矢ノ丸2-3-18 | 0887-34-1101 |
| 芸西支店 | 安芸郡芸西村和食甲221-3 | 0887-33-2300 |
| 田野支店 | 安芸郡田野町1428-1 | 0887-38-2711 |
| 室戸支店 | 室戸市室津2396-9 | 0887-22-1515 |
| 甲浦支店 | 安芸郡東洋町大河内30-10 | 0887-29-2326 |
| 徳島県 | | |
| 徳島営業部 | 徳島市八百屋町3-10-2 | 088-622-4141 |
| 徳島中央市場支店 | 徳島市北沖洲4-1-38 | 088-628-2770 |
| 徳島中央支店 | 徳島市南昭和町1-15-1 | 088-622-5353 |
| 徳島西支店 | 徳島市佐古八番町4-25 | 088-653-9151 |
| 国府支店 | 徳島市国府町府中72-3 | 088-642-1214 |
| 渭東支店 | 徳島市安宅1-10-7 | 088-622-8611 |
| 渭北支店 | 徳島市南常三島町1-7 | 088-625-5121 |
| 川内支店 | 徳島市川内町平石古田62-1 | 088-665-1165 |
| マリンピア支店 | 徳島市東沖洲1-1-4 | 088-664-5211 |
| 小松島支店 | 小松島市松島町13-45 | 0885-32-4141 |
| 羽ノ浦支店 | 阿南市羽ノ浦町大字中庄字蔵ノホケ43-3 | 0884-44-3140 |
| 鳴門支店 | 鳴門市撫養町南浜字東浜294 | 088-685-7171 |
| 松茂支店 | 板野郡松茂町広島字宮ノ後7-2 | 088-699-4655 |
| 藍住支店 | 板野郡藍住町東中富字長江傍示13-15 | 088-692-7311 |
| 土成支店 | 阿波市土成町土成字寒方54-8 | 088-695-4411 |
| 阿南支店 | 阿南市日開野町筒路15-1 | 0884-22-2111 |
| 鴨島支店 | 吉野川市鴨島町鴨島466-2 | 0883-24-2125 |
| 石井支店 | 名西郡石井町石井字石井438-1 | 088-674-1144 |
| 山川支店 | 吉野川市山川町前川1213-1 | 0883-42-4141 |
| 池田支店 | 三好市池田町サラダ1776-5 | 0883-72-1255 |
| 脇町支店 | 美馬市脇町字洋原2014-8 | 0883-52-2121 |
| 貞光支店 | 美馬郡つるぎ町貞光字西浦112-1 | 0883-62-3141 |
| 井川支店 | 三好市井川町辻104-1 | 0883-78-2345 |

| 店舗名 | 住所 | 電話番号 |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 香川県 | | |
| 高松支店 | 高松市丸亀町8-23 | 087-821-6166 |
| 高松南支店 | 高松市藤塚町1-7-1 | 087-831-8166 |
| 伏石支店 | 高松市伏石町2167-5 | 087-868-3711 |
| 坂出支店 | 坂出市京町3-1-6 | 0877-46-0459 |
| 丸亀支店 | 丸亀市通町168 | 0877-23-3336 |
| 丸亀南支店 | 丸亀市中府町1-6-39 | 0877-24-5555 |
| 普通寺支店 | 普通寺市普通寺町1-3-24 | 0877-62-0900 |
| 琴平支店 | 仲多度郡琴平町榎井72 | 0877-73-2274 |
| 観音寺支店 | 観音寺市観音寺町甲1087-7 | 0875-25-2141 |
| 愛媛県 | | |
| 松山支店 | 松山市三番町3-9-4 | 089-933-3211 |
| 松山本町支店 | 松山市本町6-3-2 | 089-924-7335 |
| 松山南支店 | 松山市小坂4-18-30 | 089-933-1171 |
| 松山西支店 | 松山市余戸東1-1-7 | 089-965-3611 |
| 八幡浜支店 | 八幡浜市船場通255-1 | 0894-22-4011 |
| 宇和島支店 | 宇和島市新町1-4-11 | 0895-22-4811 |
| 御荘支店 | 南宇和郡愛南町御荘平城2080 | 0895-72-1131 |
| 今治支店 | 今治市常盤町4-3-9 | 0898-32-6290 |
| 四国中央支店 | 四国中央市妻鳥町1555-1 | 0896-59-2111 |
| 本州地区 | | |
| 広島支店 | 広島市中区新天地2-1(パルコ新館2F) | 082-247-4321 |
| 大竹支店 | 大竹市西栄1-13-6 | 0827-52-4251 |
| 大竹市役所出張所 | 大竹市小方1-11-1 | 0827-57-6015 |
| 岡山支店 | 岡山市北区中山下1-7-40 | 086-224-5261 |
| 大阪支店 | 大阪市中央区本町2-6-8 | 06-6252-7001 |
| 香里支店 | 寝屋川市香里新町20-18 | 072-834-8100 |
| 守口支店 | 守口市早苗町2-1 | 06-6991-2661 |
| 神戸支店 | 神戸市中央区三宮町2-7-1 | 078-321-3901 |
| 尼崎支店 | 尼崎市神田中通2-15 | 06-6412-1251 |
| 東京支店 | 東京都千代田区内神田1-13-7 | 03-3291-3411 |
| インターネット専用支店 | | |
| 龍馬支店 | http://www.shikokubank.co.jp/ryoma/ | 0120-459-604 |

(平成27年6月30日現在)

ATM・CDの設置台数 (平成27年6月30日現在)

| | ATM | CD | 合計 |
|----|-----|----|-----|
| 店内 | 268 | 0 | 268 |
| 店外 | 163 | 6 | 169 |
| 合計 | 431 | 6 | 437 |

コンビニATMの設置台数 (平成27年6月30日現在)

| | |
|--------|--------|
| イーネット | 13,275 |
| ローソン | 10,843 |
| セブン銀行 | 21,357 |
| バンクタイム | 3,854 |